

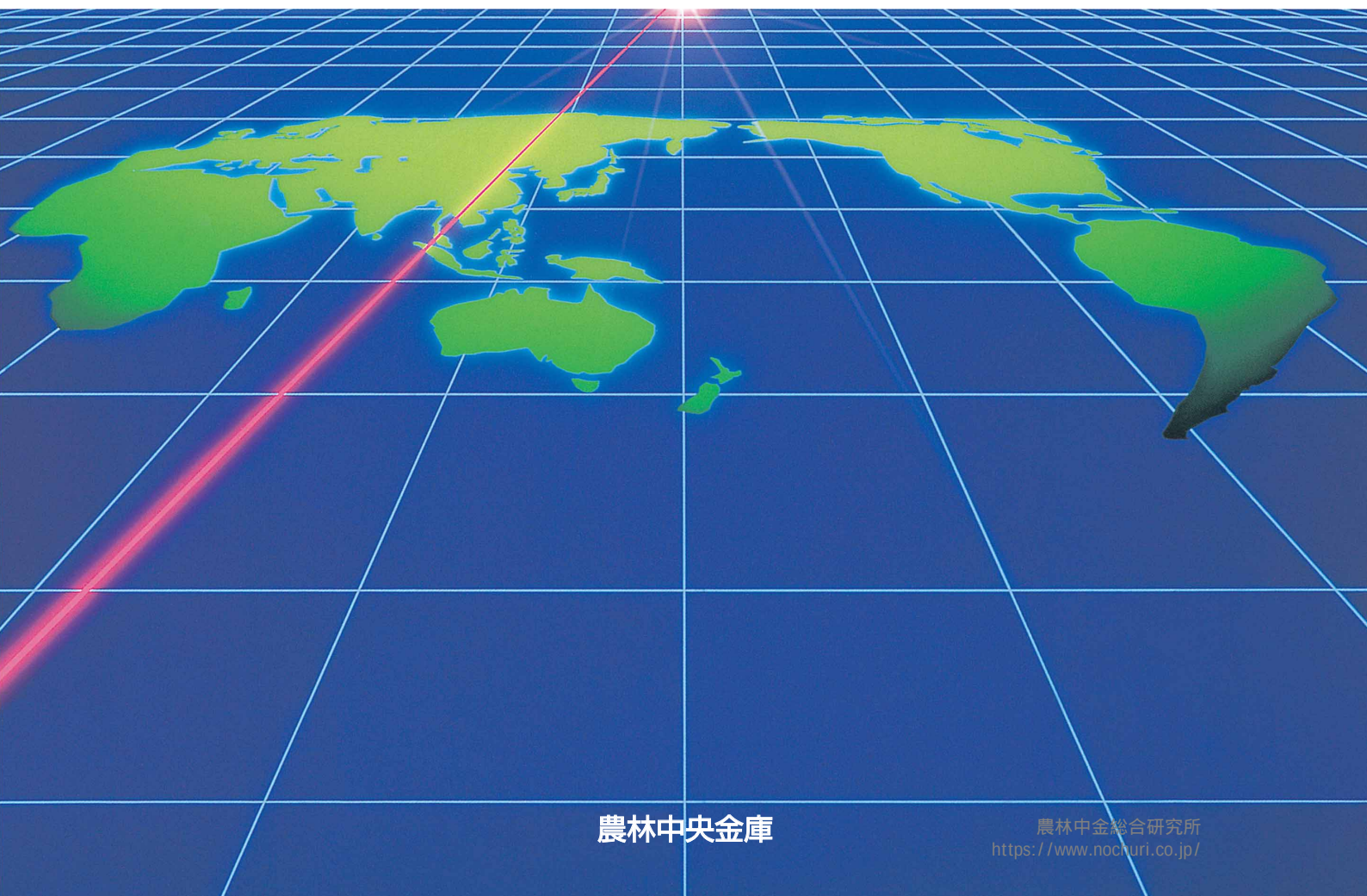
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2018 **12** DECEMBER

農協をめぐる諸課題

- 農協における青果物共同選果場の再編に向けた合意形成
- 協同組合と経済学の近年の関係性強化
- 新たな在留資格「特定技能」の概要



農協におけるICT利用の未来と中国

農協のICT（情報通信技術）活用について見聞きすることが増えている。最近1年ほどの間に農中総研の刊行物で紹介された事例をみても、従来型とでも呼べそうな担い手支援端末や営農計画策定支援システム、あるいは大規模経営体支援におけるICTの必要性といったものから、長期にわたるこれまでの取組みをさらに発展させた最新の営農指導支援システム、そしてセンサーを用いたハウス内の環境制御、作業のみえる化、さらにはハウス情報の共有化といった今風のものまで幅広い。インターネット、スマートフォン、IoTといったインフラが整備され、農協にもデジタル化の波が押し寄せているようである。

営農指導支援システムの例では、農協の実務上の必要性に根差した地道な開発がなされてきた。例えばファックスによる連絡など既存業務の電子化や、既存業務システムのデータ活用である。業務に裏打ちされた確実なデータの生成と蓄積が見込まれるし、なじみのあるデータであれば有効利用の検討や投資の判断も比較的しやすいであろう。また、ハウス情報の共有の例では、関係組織が連携して産地全体の生産性を向上させようとしている。こうした組織的な情報の利用は農協の大きな強みとなる可能性を秘めているのではないか。新大陸で発達した精密農業——土地利用型の大規模農業経営を前提とする——とは異なる、日本の土地資源条件と営農形態、そして組織に適したICTの活用が期待される。

ところで、経済のICT化が急速に進む中国では、農業関連分野でもダイナミックな展開がみられる。農中総研では中国の畜産に関する調査に着手しており、その関係でつい先日、中国の畜産ICT企業に同行する機会に恵まれた。詳細については追って研究員がレポートを執筆する予定であるが、短期間で大規模なシステムが立ち上がっていることに驚かされた。ある企業は、アリババ等の巨大ネット企業と同じことを農業分野でやりたいという方針を打ち出し、生体豚のネット市場を開設して既に中国全体で数千万頭の現物取引を実現している。

この企業では養豚農家に資材購買や家畜保険、金融などの各種サービスを提供している。また、もう一つの訪問先企業でも採卵鶏農家向けに類似のシステムを提供している。いずれも総合的でありながらシンプルな仕組みとシステムを一から構築していることが印象的であった。我が国にあるような様々な団体や制度（例えば農業共済組合）がおそらくは十分な機能を持たない、あるいは存在しておらず、その結果として一足飛びにワンストップでの機能提供が実現しているように見受けられる。

また、これらの企業あるいはその親会社は飼料やヒナの販売という既存事業を抱えており、それを軸としながら金融機関や資材メーカーといった他の企業とも連携して提供機能を拡大し、利用農家の囲い込みを図っているようである。各種サービスの出し手は多様であってもよく、農家は切れ目なく総合サービスを利用できる。

もちろん中国と日本の事業環境は大きく異なり、中国の事例もまだ試行錯誤の最中である。しかしそれでも、日本の農協におけるICTの未来像の一つを垣間見た気がした。

（（株）農林中金総合研究所 基礎研究部長 平澤明彦・ひらさわ あきひこ）

今月のテーマ

農協をめぐる諸課題

今月の窓

農協におけるICT利用の未来と中国

(株) 農林中金総合研究所 基礎研究部長 平澤明彦

農協における青果物共同選果場の再編に向けた合意形成

尾高恵美 — 2

経済学の枠組み変化の影響

協同組合と経済学の近年の関係性強化

小野澤康晴 — 17

農業分野における外国人の受入れに着目して

新たな在留資格「特定技能」の概要

石田一喜 — 33

談話室

大学生の農業・農村観

法政大学 教授 西澤栄一郎 — 50

統計資料 — 52

＜第71巻総目次＞巻末添付

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

農協における青果物共同選果場の 再編に向けた合意形成

主任研究員 尾高恵美

〔要 旨〕

本稿では、広域合併農協における青果物共同選果場の統合に向けた生産者の合意形成について取り上げる。

共同選果場は、農業経営の効率化や生産者組織の中心軸として、産地において重要な役割を果たしているが、老朽化による修繕費の増加や生産量減少による稼働率の低下が顕著となっており、生産者や農協の負担増加という課題を抱えている場合が少なくない。

課題解決のため、地域や品目を超えて共同選果場を統合するには、それぞれ固有の背景をもつ生産者組織の合意形成が必要となる。統合を実現した3JAの事例は、生産者組織の協議において、地域、品目や世代の多様性に対応するとともに、それらの違いを超えて共同選果場の課題や産地戦略を共有することが肝要であることを示唆している。

目 次

はじめに

1 共同選果場の産地における主な役割

- (1) 低コストで省力化を実現
- (2) 生産者が結束する中心軸

2 農協における青果物共同選果場の現状と課題

- (1) 農協施設の老朽化が進む
- (2) 稼働率低下の懸念

3 施設再編前の状況

4 かんきつ産地における合意形成

—JA山口大島の取組み—

- (1) かんきつ主体の産地
- (2) 統合前は施設単位で共同販売
- (3) 出荷組合単位で協議
- (4) 施設統合と同時にブランド統一を提案

5 多品目果樹産地における合意形成

—JA紀の里の取組み—

- (1) 多品目の果実産地

- (2) 再編前は支所単位で共同販売

- (3) 地区、品目別の生産者組織で協議

- (4) 施設再編と同時に販売戦略を提案

- (5) 協議を通じて生産者の協力意識向上

6 多品目園芸産地における合意形成

—JA山形おきたまの取組み—

- (1) 多品目の園芸産地

- (2) 再編前は施設単位で共同販売

- (3) 職員が地区を超えて課題共有

- (4) 販売戦略の一環として施設再編を提案

- (5) 協議を重ねて前向きな意見に変化

7 事例にみる合意形成のポイント

- (1) 地域、品目、世代の多様性に対応

- (2) 課題の共有と共通する産地戦略の提案

おわりに

はじめに

青果物選果場とは、青果物を所定の規格・基準に従って選別し、包装し、荷造りを行うことにより、流通する商品に整える施設である（農業施設学会編（1990））。

高性能の機械選果場の取得には、多額の投資を必要とする。このため、農協が中心となって整備し、生産者が共同で利用する場合が多い。

作業を外部化することにより、生産者の選別・荷造り作業にかかる労力を軽減できるとともに、大量の青果物を規格化することにより、流通の効率化にも貢献している。

現状をみると、老朽化が進み、生産量の減少により稼働率の低下が懸念され、統合が避けられない共同選果場が少なくない。複数の施設を統合する場合、協同組合として多くの生産者の意見一致を図る合意形成が必要となる。

そこで本稿では、広域合併農協における青果物共同選果場の統合を取り上げ、合意形成に向けた協議に焦点を当てる。以下では、共同選果場の産地における役割を整理したうえで、農協施設の課題をみる。それを踏まえて先行して統合を実現したJAへの聞き取り調査に基づいて、協議の体制と進め方の観点から合意形成のポイントの抽出を試みる。

1 共同選果場の産地における主な役割

まず、共同選果場の農業経営面の効果と生産者組織における機能を整理する。

(1) 低コストで省力化を実現

共同選果場利用による農業経営面での大きな効果として、生産者の労力軽減が挙げられる。青果物を収穫した後、商品として販売するために、調製、選別して荷造り作業を行うが、個々の生産者が手作業で行うと深夜に及ぶこともある。こうした作業を、選果機を備えた共同選果場で行うことにより、生産者の作業負担が大幅に軽減される。これにより時間的余裕が生まれて、規模拡大に結び付くケースもある（荒井（2001））。

また、糖度・酸度を計測する光センサーや、大きさ、形、色、傷といった外観を識別するカラーグレーダーを使用することにより、全数測定による販売が可能となり、また、選果データは栽培管理の改善に活用することもできる（徳田（1997）、長谷川ほか（2004））。

さらに、選果機を共同で利用することにより、利用1単位当たりの負担を低く抑えることができる。高性能選果機を導入するには多額の投資を必要とするため、小規模な生産者が単独で導入することは難しい。農協が導入して、多数の生産者が利用し、利用量を確保することにより、規模の経済性が発揮されて、少ない負担で利用するこ

とが可能となっている。

このように共同選果場は農業経営において重要な役割を果たしている。

(2) 生産者が結束する中心軸

また、共同選果場は、それを運営する生産者組織においても大事な機能を果たしている。

1つめは、利用する生産者が集まる拠点としての機能である。生産者が共同選果場に集まって選果場の運営や出荷方法について協議したり、出荷時に情報交換することにより、生産者同士の関係性を強める効果をもたらしていると思われる。

2つめは、産地形成の歴史の象徴としての役割である。共同選果場が1つの単位となって出荷物を独自のブランドで共同販売したり、利用する生産者の負担で選果機を導入している場合もある。このような経緯により、共同選果場は、これまで産地を築き上げてきた生産者の誇りを体現する象徴となっているのである。

このように共同選果場は、拠点や象徴といった機能により、生産者が結束する中心軸となっている。このことは施設や組織の円滑な運営に寄与しているとみられる。一方で、これらの機能は、それぞれ固有の背景をもつ複数の共同選果場を統合する場合に、合意形成に向けた協議を複雑にする側面もあると思われる。

2 農協における青果物共同選果場の現状と課題

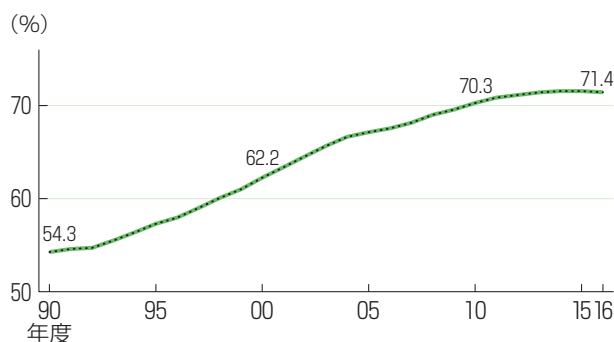
次に、農協の青果物共同選果場の現状と課題についてみてみたい。直接把握できる資料がないため、ここでは、農協の有形固定資産と青果物集出荷施設の状況からアプローチする。

(1) 農協施設の老朽化が進む

農協全体の有形固定資産の老朽化度合いを示す資産老朽化比率をみると、1990年度は54.3%だったが、2000年度に62.2%、15年度には71.6%まで高まった（第1図）。設備投資の回復により16年度はやや低下して71.4%となったものの、それでも高い水準にある。

16年度における農協の共通管理費配賦前減価償却費を部門別にみると、農業関連事業が49.3%を占めている^(注1)。そのため、共同選果場を含む農業関連施設においても老朽

第1図 農協の有形減価償却資産の資産老朽化比率



資料 農林水産省「総合農協統計表」

(注) 1 資産老朽化比率＝減価償却累計額／減損損失の累計額を控除する前の有形減価償却資産取得価額。

2 09年度以降の有形減価償却資産は、建物、機械装置、リース資産、その他有形固定資産の合計。

化が進んでいることがうかがえる。

(注1) 農林水産省(2018)「平成28事業年度総合農協統計表」

(2) 稼働率低下の懸念

次に、青果物に関する農協の集出荷施設数と生産の推移から稼働率の状況を推測する。^(注2)

農協の共同選果場を含む青果物集出荷施設数は、07年度の4,706施設から、16年度には4,388施設へと、9年間で6.8%減少した(第2図)。

一方の共同選果場の需要量に関しては、06年において、農協の出荷量に占める機械選別の割合が高いりんごとかんきつ類の栽培面積と出荷量をみてみたい。^(注3) りんごの栽培面積は、07年の4万2,100haから16年の3万8,300haへと9.0%減少し、かんきつ類は同期間に8万2,000haから7万100haへと14.5%減少した。

また、出荷量は、隔年結果や天候の影響

により年による変動が大きいものの、長期的にみると、栽培面積と同じく減少傾向にある。りんごの出荷量は、同期間に74万8,700トンから68万4,900トンへと8.5%減少し、かんきつ類は07年の127万622トンから15年には95万7,719トンへと24.6%減少した。^(注4)

このように、機械選別が普及しているりんごやかんきつ類の栽培面積や出荷量は、過去9年間に、農協の青果物集出荷施設数を上回るペースで減少した。ここから共同選果場を含む青果物集出荷施設の稼働率は以前に比べて低下していることがうかがえる。

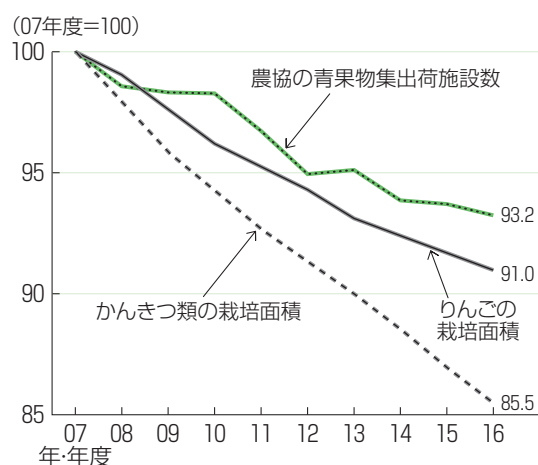
以上により、青果物共同選果場は老朽化に加えて、稼働率低下により利用者や農協の負担増が懸念される状況にある。統合して選果機を更新する必要がある施設が少なくないことが示唆される。

(注2) 農林水産省「総合農協統計表」における青果物選果場数のデータは、06年度までは独立して公表されていたが、07年度以降は「青果物集出荷施設」に含める形で公表されるようになった。

(注3) 農林水産省「青果物・花き集出荷機構調査報告」により、06年における総合農協の出荷量に占める機械選別の割合を品目別にみると、りんご(95.3%)と、はっさく(95.5%)、なつみかん(95.3%)、みかん(93.9%)、ネーブルオレンジ(93.2%)といったかんきつ類が上位を占めている。

(注4) りんごとかんきつ類のうち温州みかんの出荷量は「作物統計」、それ以外のかんきつ類は「特産果樹生産動態等調査」による。「特産果樹生産動態等調査」の集計対象は、各都道府県で50a以上栽培されている品目であり、執筆時点で公表されているのは15年産までである。

第2図 青果物集出荷施設数とりんご・かんきつ類の栽培面積の推移



資料 農林水産省「総合農協統計表」「耕地及び作付面積統計」

3 施設再編前の状況

ここで農協の広域合併後、施設再編前の

共同選果場の状況をみてみたい。聞き取り調査によると、次のように行われていることが多い。

旧農協管内をエリアとする支所・支店単位で品目別に生産者組織があり、共同選果場の運営と共同販売を行っている。

建物や機械を取得する際は、農協に増資したり、減価償却費相当分を利用料として支払うなどの形で、施設を利用する生産者が負担する場合もある。人件費、減価償却費、水道光熱費といった共同選果場の運営にかかる経費は、当該共同選果場の利用者が負担する仕組みとなっている（農協が一部負担している場合もある）。

販売についても、各生産者組織が決めた出荷規格・品質基準に基づいて選別したものに、地域名など独自のブランドを付して出荷している。どの販売先にどのくらい出荷するかという分荷業務も生産者組織単位で行う。

広域合併後、施設再編前の農協には、このように独自に運営を行う共同選果場が複数存在している。稼働率が著しく低下した共同選果場では、生産者の利用料負担の上昇により、利用者の減少を招いて悪循環に陥っているところもみられる。

コスト増を抑制しながら、老朽化した選果機の更新を実現するには、利用量を増やす必要がある。1つの方法として、選果場を統合して利用する生産者を増やすことが挙げられる。広域合併農協において共同選果場を統合するには、上述のようにそれぞれ固有の背景をもつ生産者組織の合意が不

可欠である。統合に参加する生産者組織の地域や品目が多いほど、利用者は増え、操業期間も長期化して、単位当たりコストは下がる一方で、合意形成のハードルは高まることが予想される。

以下では、選果場の統合を実現した3つのJAへの聞き取り調査により、合意形成に向けた協議の体制と進め方についてみてみたい。

4 かんきつ産地における合意形成

—JA山口大島の取組み—

(1) かんきつ主体の産地

最初に、かんきつ類の共同選果場の統合を行ったJA山口大島の取組みをみてみたい。管内は、山口県大島郡周防大島町である。93年に6JAの合併により誕生し、さらに04年に1専門農協が加わった。

17年度の販売・取扱高は12億90百万円であり、このうち12億3百万円、全体の93.3%をかんきつ類が占めている。温州みかんを中心に、山口県柑きつ振興センターが育成した「せとみ（全農山口県本部の登録商標は『ゆめほっぺ』）」も取り扱っている。

(2) 統合前は施設単位で共同販売

島内のかんきつ類出荷量は、70年代に最高で6万トンを超えたこともあったが、最終合併した04年度には1万804トンにまで落ち込み、出荷者数も2,188人に減少していた。合併時、旧農協を範囲とする地区ごとに6

つの出荷組合があり、それぞれに選果場を運営し、出荷基準も若干異なっていた。販売業務は、各選果場に出向したJA職員が行い、それぞれの出荷組合のブランドで販売していた。

出荷量減少の一方で、機械や建物の老朽化が進み、小規模な更新や修繕にかかるコストがかさんでいた。とくに選果機を導入した出荷組合では利用料負担が増大しており、再編は必要という認識が生産者の間で徐々に醸成されていた。

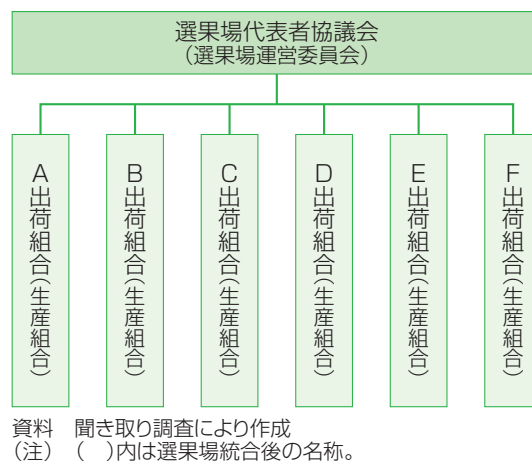
生産者、町、県、JAをメンバーとする大島郡柑橘振興協議会では、04年に、産地の長期計画である「大島みかん産地再生プラン・21」「JA山口大島果樹産地構造改革計画」を策定した。そのなかで、6か所の選果場を1か所に統合する方針を打ち出した。

(3) 出荷組合単位で協議

産地の長期計画に基づいて、05年度にJAの本所指導販売部が選果場統合の素案を作成し、生産者組織での協議を開始した。まず、各選果場の代表者からなる「選果場代表者協議会」（以下「協議会」という）で素案を検討した（第3図）。

協議会での検討を踏まえて修正した原案を基に、出荷組合ごとに生産者が集まって協議した。出荷組合での生産者への説明と質疑応答は選果場に出向している販売担当職員が行ったが、指導販売部も要請を受けて対応した。

第3図 JA山口大島の柑橘選果場運営にかかる生産者組織



(4) 施設統合と同時にブランド統一を提案

選果場について、原案では6か所を1か所に統合して高性能選果機を導入し、他の5地区の選果場は統合選果場の中継するための集荷場とすることを提案した。併せてブランドを「山口大島みかん」に統一し、販売業務を本所に一元化する販売戦略を提示した。

原案を検討する材料として、指導販売部では、かんきつ類の生産量について、過去からの推移と、生産者へのアンケート結果に基づいて試算した5年後と10年後のデータを提示した。前述したようにかんきつ類の出荷量は過去に比べて大きく落ち込んでおり、将来もその傾向が続くという結果であった。これにより、各出荷組合が単独で選果機を更新することは難しいことが生産者に共有化された。

協議開始前から生産者の間で選果場の統合は必要という認識が広まっていたことも

あり、統合することに異論はなかったが、一度に1か所に統合することについては急進的すぎるとの意見が相次いだ。これを受けて段階的に進めるように修正し、実施した。06年にまず第1次として3選果場に統合し、10年の第2次で2選果場に、12年の第3次で1選果場に統合した。

また、ブランドに関しては、地区を超えて統一するとともに、生産者の栽培へのこだわりを生かした個性化商品への対応も行った。光センサーを使用した客観的な検査結果に基づいて、高糖度品を上位ブランド「島そだち」「島そだちゴールド」としてレギュラー品とは別に販売し、精算することを提案した。

5 多品目果樹産地における合意形成

—JA紀の里の取組み—

(1) 多品目の果実産地

次に、多品目に対応した果実選果場を新設し統合したJA紀の里の取組みをみてみたい。

管内は、和歌山県北部の紀の川市と岩出市である。92年に那賀郡内5JA(那賀町、粉河町、打田町、桃山町、貴志川町)が合併して発足し、08年にJA岩出が加わった。

17年度の販売・取扱高は108億25百万円であり、このうち果実が91億69百万円、全体の84.7%を占めている。柿(27億34百万円)、桃(22億25百万円)をはじめ、みかん、中晩柑類、キウイフルーツなど7品目の果

実の販売・取扱高は1億円を超えている。

(2) 再編前は支所単位で共同販売

施設再編前は、旧JAを管内とする9支所に計10か所の選果場があった。支所単位に生産者組織があり、それぞれの規格・基準に基づいて選別し、支所単位で共同販売を行っていた。しかし、建物や選果機は老朽化しており、生産者の減少により各選果場の取扱量は減少傾向にあった。将来も減少傾向は続くと思われ、生産者やJAの利用料負担は増加することが予想された。老朽施設の更新、生産者の負担抑制、および施設収支の赤字額削減を目的に、選果場を含む集出荷施設の再編に取り組んだ。

(3) 地区、品目別の生産者組織で協議

JAでは、再編の合意形成に向けた協議体制として、JA内に職員の専門部署を設置し、協議のための生産者組織を立ち上げた。

a 職員の支援体制を強化

施設再編を支援する職員体制として、01年に組合長直轄の専門部署である「選果場再編対策室」(以下「対策室」という)を設置した。販売部長が兼務で室長に就任し、支所販売課長が専担として配属されて、職員の体制が強化された。対策室は事務局の中心となって、「選果場施設再編整備基本計画書」(本節内以下「原案」という)を策定し、次にみる生産者組織の協議を運営した。

b 生産者の協議組織を設置

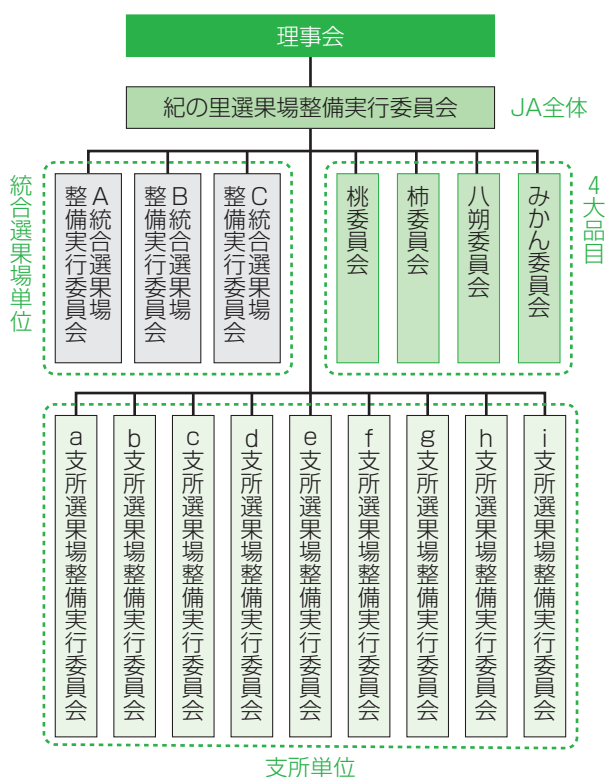
本格的に検討するため、生産者の協議体制として、02年に、支所単位に「支所選果場整備実行委員会」（以下「支所単位の委員会」という）、品目別に、桃、柿、八朔、みかんの委員会（以下「4大品目の委員会」という）、統合選果場単位に「統合選果場整備実行委員会」、これらを網羅するJA全体の組織として「紀の里選果場整備実行委員会」（以下「JA全体の委員会」という）を設置した（第4図）。

支所単位の委員会は、第1表に示したように、各選果場における品目部会の代表者が構成員となっている。原案に基づいて、支所単位で統合選果場への参加の是非や参加する場合の課題を協議した。品目部会の代表者は、生産者を集めた会合で協議を行い、意見を集約したうえで、支所単位の委員会に参加した。生産者の会合は、支所より小さい範囲の3～10人で協議した場合もあったという。

また、JAの販売・取扱高の上位を占める桃、柿、八朔、みかんの4大品目について、それぞれ委員会を設置した。各選果場の4大品目の正副部会長がメンバーとなり、品目特性を考慮しながら統合の課題を協議した。

支所単位や4大品目の委員会が出された意見を集約して、支所単位と4大品目の委員会の委員長、およびJA役員をメンバーとするJA全体の委員会で対応を協議した。後述するように、その結果は支所単位や4大品目の委員会を通じて生産者にフィードバ

第4図 JA紀の里における選果場再編に向けた協議体制



資料 JA紀の里資料に一部加筆

第1表 JA紀の里の選果場再編にかかる各委員会の構成員

組織	構成員
紀の里選果場整備実行委員会	・各選果場整備実行委員長 ・4大品目委員長 ・総務担当理事、営農販売担当理事 ・事務局（総合企画部、営農部、販売部）
統合選果場整備実行委員会	・統合する各選果場整備実行委員長 ・統合する各選果場の4大品目部会長 ・地元選出理事、営農販売担当理事 ・事務局（支所長、営農部、販売部）
4大品目委員会（桃、柿、八朔、みかん）	・各選果場の4大品目部会の正副部会長 ・事務局（営農部、販売部）
支所単位の整備実行委員会	・各選果場の4大品目部会の正副部会長と、それ以外品目部会の部会長 ・地元選出理事 ・事務局（支所長、営農部、販売部）

資料 第4図に同じ

ックされた。

（4）施設再編と同時に販売戦略を提案

生産者組織における協議の進め方を原案

の内容によりみると、品目別課題を整理するとともに、品目を超えた果実の販売戦略を打ち出した点が特徴である。

a 選果場に関する課題の共有

原案では、まず共同選果場の課題についての情報を提供している。選果機が老朽化して更新時期に直面していること、および当時と5年後10年後の生産量を試算した結果を管内全域と支所別に示した。

そして、当時の施設を維持して選果機を更新した場合と、統合（新設）して更新した場合について、投資額と単位当たりコストをそれぞれ試算した結果も説明した。統合した場合、複数品目が時期をずらしながら周年近く選果機を利用するため、維持したまま更新した場合に比べて、投資額は2割程度、1kg当たりコストは1割程度削減できるという試算結果となった。

生産量、投資額や単位当たりコストの試算結果を、具体的な数字で示すことにより、統合のメリットを生産者が具体的に把握できるようにした。

b 共通する新たな販売戦略を提案

原案では、共同選果場の再編と同時に、「大型産地力を活かせる販売体制の強化」という全ての果実品目に共通する新たな販売戦略を提案した。内容は、大型産地の有利性を発揮するために、販売業務を本所に一元化し、支所単位のブランドを「紀の里ブランド」に統一するというものである。併せて、統合選果場に導入予定のパッケージ

機能を活用して多様な販売ルートに対応することも提示した。

c 統合に向けた品目別課題の整理と対応

協議では、対象品目の特性に応じた対応も行っている。まず、生産者の検討材料として、施設統合のメリット・デメリットを、荷受け、選別、品質、処理能力、距離、選別前処理、労務、適正規模の8つの面から、品目別に整理して説明した。

加えて、協議過程で表明された意見に対しては、対策室が事務局となり、JA全体の委員会で協議しながら、丁寧に対応した。とくに桃はデリケートな果実であるため、統合選果場から離れた生産者から、中継集荷場経由の輸送による荷傷みを懸念する意見が出された。そこで対策室では、和歌山県工業技術センターに依頼して運搬実験を実施し、影響はないことを実証した。実験結果は、JA全体の委員会、桃委員会、支所単位の委員会で報告し、生産者にフィードバックした。さらに、JAでは輸送中の振動から桃の果実を保護する専用資材を開発して万全の対策をとった。

(5) 協議を通じて生産者の協力意識向上

協議の結果、第1次再編の実施計画は、JA全体の委員会での承認を経て組合長に答申され、理事会で決定された。第1次再編では、5支所の計6か所の選果場が新設の統合選果場（1か所）に参加することになった。その後、第2次再編に向けた協議を経て、最終的に、新設した3か所の統合選

果場を含む7か所に選果場を統合した。生産者の拠点としての機能に配慮して、過疎地域を中心に4か所の選果場は、統合選果場に中継する集荷場として利用するようにした。

上述したように、地区別や品目別の生産者組織、それらを包含するJA全体の生産者組織における協議を多数重ねた。対策室で再編に携わった職員は、話し合いをするほど、共同選果場統合に向けた生産者の理解は深まっていったと評価している。第1次再編実現の直後には、生産者から、選果場の運営コストを削減するため、荷受時間を短縮してはどうかと提案があった。これは、協議を通じて、生産者の協力意識が高まったことを示すものといえよう。

6 多品目園芸産地における合意形成

—JA山形おきたまの取組み—

(1) 多品目の園芸産地

最後に、多品目に対応した園芸選果場を新設し統合したJA山形おきたまの取組みをみてみたい。管内は、山形県米沢市、高畠町、南陽市、長井市、川西町、白鷹町、飯豊町、小国町といった置賜地域の3市5町である。94年に、9JAと1専門農協が合併して発足した。

17年度の販売・取扱高は211億34百万円であり、このうち米が113億41百万円と過半を占めているが、園芸品目も、果実が23億71百万円、野菜が9億2百万円、花卉・花

木が4億87百万円、合わせて37億60百万円、全体の17.8%を占めている。1億円を超える園芸品目として、デラウェアをはじめとするぶどう（18億56百万円）を筆頭に、りんご（1億76百万円）、さくらんぼ（1億45百万円）、西洋梨（1億26百万円）がある。

(2) 再編前は施設単位で共同販売

施設再編前は、基本的に旧JAを管内とする地区単位で、選果場や集出荷場を運営し、それぞれの規格・基準に基づいて選別し、地区名を冠したブランドで共同販売していた。再編前の16年度において、園芸関係の選果場は5か所、集出荷場は14か所、計19か所の施設が存在していた。なかには、旧式だが、利用者の負担で選果機を導入した施設もあった。例えばりんごについては、選果場が3か所、集出荷場が3か所、計6か所の施設があり、施設単位で共同販売を行い、各支店の販売担当職員が分荷業務を行っていた。

JAでは30品目を超える園芸品目を取り扱っているが、いずれの品目でも生産者の高齢化と担い手不足により、栽培面積と出荷量が年々減少していた。施設単位の取引量が縮小して出荷は不安定になり、販売面で不利な状況となっていた。ブランド統一と販売業務一元化の必要性が高まっていた。

また、JAでは13年度に経済事業の収支均衡に向けて、役職員による「リスクマネジメント会議」を開催した。重要なテーマの1つとして、農業関連の共同利用施設について数回にわたって議論し、各施設の課題

を整理した。これにより、JAの経営にとっても、施設の老朽化に伴う修繕費の増加と出荷量の減少による稼働率低下は大きなリスクであり、再編は必要という認識が共有された。

(3) 職員が地区を超えて課題共有

JAでは再編に向けた協議体制として、支店職員も参加するプロジェクトを設置して情報共有を徹底した。

a 情報共有を徹底する職員体制

施設再編に向けて本格的に始動したのは、15年度に、職員による園芸事業改革に関するプロジェクトを設置してからである。本店営農経済部園芸課が事務局となり、メンバーとして、常務理事、営農経済部長、管理部経営管理課長、支店からも支店長ないし支店長代理と園芸課管理職が参加した。地区と品目は多く、したがって関係する生産者組織も多いため、原案策定の段階では役職員が中心となった。なかでも支店職員の参加は重要だった。当時は、各支店が中心となって選果場運営や販売業務を行っており、統合に向けて生産者組織の協議に対応する支店内で情報を確実に共有化するためである。

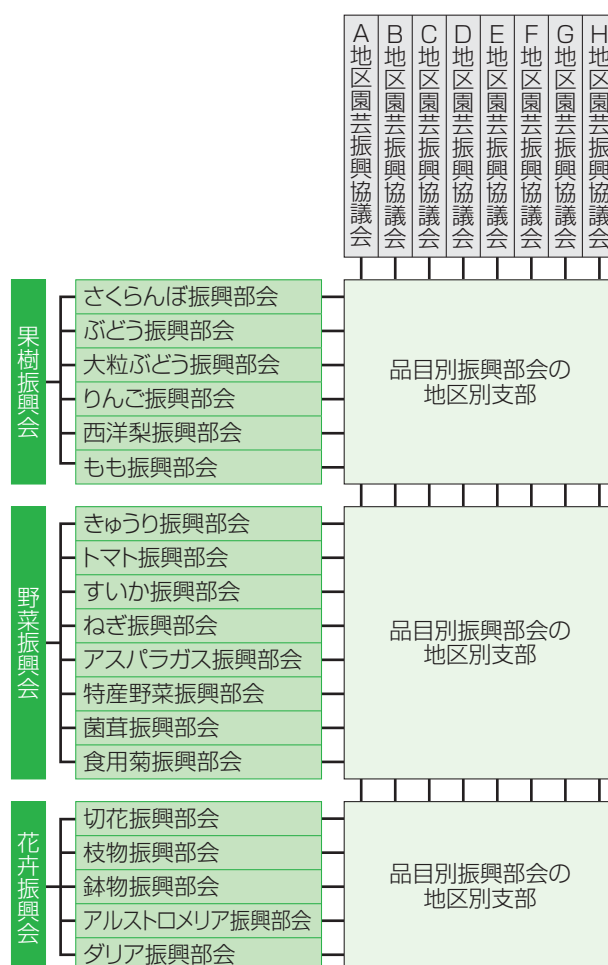
4か月間に8回会議を開催して検討を行い、「園芸事業・施設再編整備と拠点集出荷施設の取得について」（以下「原案」という）をとりまとめた。

b 施設運営単位で生産者協議

JAには、園芸関係の生産者組織として、部門別に果樹・野菜・花卉の振興会があり、それらを構成する品目別に、果樹は6品目、野菜は8品目、花卉は5品目の振興部会がある（第5図）。そして、基本的に支店を範囲とする地区ごとに、品目別振興部会の支部がある。さらに、地区ごとに全ての園芸品目を網羅する地区園芸振興協議会が設置されている。

原案については、まず、果樹・野菜・花

第5図 JA山形おきたまにおける園芸作物の生産者組織



資料 JA山形おきたまディスクロージャー誌および聞き取り調査により作成
(注) 支部は、地区より小さい単位の場合もある。

卉の振興会の代表と、地区園芸振興協議会の代表を構成員とする会議での検討を行い、16年に理事会に提出して承認を受けた。

その後、生産者組織での協議を本格的に開始した。施設を運営する単位である、品目別振興部会の地区別支部ごとに、役員会だけでなく、総会、反省会、栽培講習会、出荷会議などの多くの生産者が集まる機会を捉えて何度も協議が行われた。

(4) 販売戦略の一環として施設再編を提案

生産者組織における協議の進め方を原案の内容によりみると、統合選果場を新たな販売戦略を実現するための拠点と位置付けたことが特徴として挙げられる。

a 選果場と販売をめぐる課題の共有

原案では、まず当時の共同選果と共同販売の課題を整理して提示した。施設の老朽化による修繕費の増加と生産量の減少という施設の状況に加えて、販売や物流の環境変化を説明した。とくに物流環境の変化については、産地での積込回数と消費地での荷卸回数が制限されるようになったことを挙げ、その対策として集荷と出荷を効率化する必要があることを強調した。

b 新販売戦略の一環として施設再編を提案

環境変化に対応するため、原案では、施設の再編、ブランドの統一、販売業務の一元化等からなる、新たな販売戦略を提案した。

具体的には、取引ロット拡大と集出荷の効率化のために、高性能選果機を備えた統合選果場を新規に取得するとともに、各施設のブランドを「おきたまブランド」に統一し、各支店が行っていた販売業務を本店に一元化するというものである。

併せて、新たな販売戦略のメリットとデメリットを、運賃負担、市場対応、品質平準化、代金プール計算、選果施設における生産者の出役、選果場利用料負担、利便性の7つの観点から整理して説明した。

c 個別課題への対応

協議では、ももの生産者を中心に、地区の集荷場から統合選果場へ中継する場合の荷傷みへの懸念が表明された。試行期間を2年間設けて影響は小さいことを確認するとともに、生産者と職員が協力して選果基準や荷傷み対策のマニュアルを作成した。

d 若手生産者の意見を重視

各地区の協議では、議論が行き詰まりそうになった支部もあった。産地の歴史を象徴する施設とブランドに対する生産者の強い思いがある一方で、若手生産者を中心に、現状の施設を維持した場合の選果料負担の上昇や選果機更新の不確実性を危惧する意見もあった。最終的には、若手生産者の意見が尊重されて、統合に合意することになった。

(5) 協議を重ねて前向きな意見に変化

協議過程ではさまざまな意見が出された

が、丁寧に話を繰り返すうちに、生産者からの意見は販売への期待など前向きなものに変わっていったという。

施設に関しては、統合選果場1か所を含む3か所の選果場と、11か所の集荷場に集約することで最終的に合意した。

18年に稼働を開始した統合選果場は、集荷機能と選果機能を兼ねている。集荷ではデラウェア、きゅうり、さくらんぼに対応し、選果では大玉トマト、もも、りんご、西洋梨をリレーしながら5月上旬から12月下旬まで8か月間利用する。利用する品目と生産者が増えたことにより、高性能選果機を備えた統合選果場を新設した後も、単位当たり利用料の上昇は抑制されている。

7 事例にみる合意形成のポイント

このように上述した取組事例では、それぞれ固有の背景をもつ複数の共同選果場の統合を、時間をかけて丁寧に協議することによって実現した。3JAにおける協議の体制と進め方をみると、地域、品目、世代といった多様性に対応するとともに、それらの違いを超えて課題を共有し、共通の産地戦略を打ち出すことが重要であることが示唆された。

(1) 地域、品目、世代の多様性に対応

a 生産者の多様性に応じた協議体制

多品目対応の施設に統合したJA紀の里やJA山形おきたまでは、地域性や品目特性に

基づく課題を検討できるように、地域別や品目別の生産者組織で協議を行った。

より細分化した単位で丁寧に協議することは、時間と労力がかかるものの、再編への生産者の理解を深め、前向きな考えを引き出したり、共同選果場運営への協力意識を高める効果があることが示唆された。

また、選果場の統合や共通の産地戦略に対する考えは、地域や品目の違いだけでなく、世代間でも温度差が表れる場合がある。協議において、将来の産地を担う若手生産者の意見を取り入れる機会を意識的に作ることも重要となろう。

b 職員体制の強化

地域や品目が多様な生産者組織の協議を支援する職員の体制として、JA紀の里では組合長直轄の専担部署を設置し、専任職員を配置した。JA役員の再編実現への意思の強さを生産者や職員に示す効果もあったとされる。また、JA山形おきたまでは、園芸部門だけでなく、支店職員や本店管理部門を含めたプロジェクトを設置して検討した。職員が地区や部門を超えて情報を共有することで、オールJAの体制で取り組むことが可能となった。

c 個別課題に丁寧に対応

生産者の検討材料として、さまざまな観点から統合のメリットとデメリットを提示したことも有益であったと思われる。JA山形おきたまでは、市場対応や利便性等7つの観点から新たな販売戦略のメリットとデ

メリットを整理して提示した。JA紀の里では、主要品目別に、荷受け、選別、品質等8つの観点から統合のメリットとデメリットを整理して提示した。

また、品目数が多くなると、協議における課題も多様になる。それに丁寧に対応することも合意形成を図るうえで重要となる。例えば、桃では荷傷みへの懸念がとくに強かった。JA紀の里では実証試験を行ったり、保護資材を開発することで対応した。JA山形おきたまでは、試行期間を設けて果実への影響は小さいことを確認し、生産者と職員で荷傷み対策をまとめたマニュアルを作成した。個別品目の課題に対応したことにより、複数品目の利用で選果機の操業期間を長期化することができ、コスト抑制につながった。

(2) 課題の共有と共通する産地戦略の提案

a 共同選果場の課題を共有

協議では、個別課題に対応する一方で、管内に共通する産地の状況や外部環境を整理して提示している。JA山口大島やJA紀の里では、地区別と管内全体の生産量について、過去からの推移と将来見込みを提示している。またJA山形おきたまでは、産地だけでなく販売や物流の環境変化についても説明している。生産者が課題を共有するうえで有効であったと思われる。

b 地域や品目を超えた産地戦略の一環として位置付け

また、地域や品目を超えた新たな産地戦略の一環として施設再編に取り組み、統合選果場を戦略実現の拠点に位置付けたこともポイントとして挙げられる。

JA山口大島では地区を超えた産地の長期計画、JA紀の里とJA山形おきたまでは地区や品目に共通する新たな販売戦略の1つとして、施設再編を打ち出している。高性能の選果機を備えた統一選果場は、JAブランドを確立するための拠点となっている。

このように地域や品目を超えて課題を共有し、共通の産地戦略を打ち出したことも、合意形成を後押ししたと考えられる。

おわりに

本稿では、青果物共同選果場の課題を整理したうえで、広域合併農協における施設の統合について、協議の体制と進め方に焦点を当てて合意形成のポイントを整理した。

共同選果場の統合に向けた協議のポイントとして、品目、地域や世代の多様性に対応すると同時に、違いを超えた共通の課題や産地戦略を示すことを指摘した。多様性への配慮と共通課題への対応を両立させながら協議を重ねることは、多大な時間と労力を要するが、生産者の共同選果場運営への協力意識を高めることにもつながり、統合選果場の円滑な運営のためにも有効であろう。

<参考文献>

- ・荒井聡（2001）「需給緩和下のトマト作における作業外部化による産地の再編強化——岐阜県海津地区での機械選果機導入の事例を中心に——」『岐阜大学農学部研究報告』第66巻、31～42頁
- ・石田正昭（2012）「技術革新で出荷組織を大きくするには」『農協は地域に何ができるか』農山漁村文化協会、91～104頁
- ・尾高恵美（2016）「農協における青果物集出荷施設の運営コスト削減——共同利用の拡大による季節性の克服に注目して——」『農林金融』2月号、17～31頁
- ・青果物選果予冷施設協議会（2001）『青果物選果・予冷施設ガイドライン』
- ・青果物選果予冷施設協議会（2002）『青果物選果・予冷施設ガイドライン（その2）』
- ・全国農業協同組合中央会（2017）『JAグループ共同利用施設の運営改善事例集——農業者の所得増大に向けて——』

- ・徳田博美（1977）『果実需給構造の変化と産地戦略の再編——東山型果樹農業の展開と再編——』農林統計協会
- ・徳田博美（2008）「ミカン産地における光センサー導入および利用の実態と課題」『農林業問題研究』第44巻第1号、42～46頁
- ・農業施設学会編（1990）『農業施設ハンドブック』東洋書店
- ・長谷川啓哉・川上秀和・藤澤弘幸・中元陽一（2004）「光センサー選果機の選果データの活用と利用効果の発現——落葉果樹産地を対象としたアンケート分析からの接近——」『東北農研総合研究（A）』第14号、39～44頁
- ・細野賢治（2009）『ミカン産地の形成と展開——有田ミカンの伝統と革新——』農林統計出版

（おだか めぐみ）



協同組合と経済学の近年の関係性強化

——経済学の枠組み変化の影響——

理事研究員 小野澤康晴

〔要 旨〕

海外においては、協同組合の実践や存在意義に関して、また所有・ガバナンスのあり方等について、経済学的な視点から積極的に評価する動きが広まっている。そのことは、国際協同組合年を機に行われた、ICA（国際協同組合同盟）と関連団体主催のカンファレンス（2012年）において、多くの経済学者が様々な観点から協同組合について講演していることや、近年のICA関連の文書に、多くの経済学者が関与していることから明らかである。そして、協同組合を積極的に評価している経済学は、現在の主流派経済学の枠組みがごく限られた条件のもとでしか成り立たないものであり、集団的に行われている経済活動の実態に基づいた、より現実的な経済理解の枠組みを構築すべきという考え方（以下「代替的な経済学」という）であることにも留意が必要である。わが国においては、代替的な経済学の普及が遅れているために、海外で生じている上記の動きは反映されていないが、経済学に生じている大きな変化は、協同組合の対外的認知度、理解度向上にとって重要な意味を持つものであり、協同組合の側で、そういった動きをしっかりと把握していく必要がある。

目 次

はじめに

1 代替的な経済学からの協同組合評価の高まり

- (1) S・ボウルズの教科書がわが国漁協を
共同体的統治の事例として取り上げる
- (2) ICA関連のカンファレンスや文書作成に
多数の経済学者が参加
- (3) 「理解の促進」カンファレンスで多くの
経済学者が講演

(4) ソーシャル・コストの観点からの協同組合 評価

(5) 代替的な経済学の着眼点と協同組合

2 主流派経済学は協同組合をどうとらえてきたか

- (1) 主流派経済学による協同組合の位置づけ
- (2) 協同組合の取組みを他の知的共有資産に
位置づけることの重要性

おわりに

はじめに

本稿の課題は、海外における近年の、経済学と協同組合の関係性の強まりについて論ずることにある。そのような状況をわが国においても現実的なものにしていくことが、協同組合に関する外部からの認知度や理解度を高めるための重要な課題の一つと考えるからである。

協同組合の組織活動や事業の取組みは日々変化しており、それらを踏まえて、実践例を積み上げて普及を図ったり、果たしている役割や意義をまとめそれを広く公表して世の中に訴求することが、常に重要であることはいままでのない。しかし、協同組合に関してより幅広く一般の理解を高めるためには、それに加えて、協同組合を、何らかの外部の知的共有資産のなかに位置づけ、協同組合の実践が、その知的共有資産の内容豊富化にも寄与することにつながれば、その効果は大きい。海外において、協同組合と経済学（主流派ではなく代替的な経済学）の関係は現在そのような方向に進みつつあるとみられ、その動向についての注視と理解が必要だというのが本稿の主な主張である。

なお、本稿で代替的な経済学としているのは、小野澤（2017）第1図の「進化社会科学」がそれにあたるものである。そして「進化社会科学」は筆者の理解では集団の経済学（一般には制度経済学）を基礎にしている。「進化社会科学」という表現はサミュ

エル・ポウルズの教科書によっているが、必ずしも一般化しているわけではないため、本稿では「代替的な経済学」と、より中立的な用語を用いている。また、「主流派経済学」としているのは、同図における新古典派経済学、新集団経済学（一般には新制度経済学^{（注1）}）を指している。

（注1）主流派経済学は、個人の効用最大化や企業利潤最大化を、経済活動の根幹に据えることが、一定の条件（独占が発生しない、商品の質が明らかになっているなど）のもとで、市場による調整を通じて最適な資源配分や経済的豊かさにつながるとの認識に立つ経済学である。それに対して、代替的な経済学は、個人の効用最大化や企業の利潤最大化といった、ごく限られた条件でしか経済の豊かさにはつながらない行動を、「目指すべき理想」と置くのではなく、現実集団的に営まれる経済活動を、集団的側面（他者への配慮等）を考慮した個人の経済行動の複雑な因果連関のなかで把握する枠組みである。古典派以来の様々な経済学の系譜の整理と、それにおける協同組合の位置づけについては、小野澤（2017）を参照。

1 代替的な経済学からの協同組合評価の高まり

海外では、2012年の国際協同組合年の設定や16年のユネスコの無形文化遺産登録など、協同組合への理解と評価の高まりがみられるが、その基礎の一つであろうと考えられるのが、協同組合と経済学の関係性の強まりである。ただし、近年のそういった変化は、新古典派を中心とした現在の主流派経済学ではなく、その体系を批判し、代替的な経済学の枠組みを構築する必要があるとの立場からのもので、それはinstitutional economics（制度経済学。筆者の

訳では「集団の経済学」)を基礎にしたものである^(注2)というのが、筆者の理解である。

以下、具体的に、経済学と協同組合の関係性の強まりについてみていくが、経済学の観点から協同組合を論じていて関係性の強化を示す文献は相当量にのぼり、誰がどのような観点から協同組合を論じていてそれをどう評価すべきかなど、全体像を示すことは容易ではない。ここでは、今後の手がかりとして、特徴的な動きを点描する。

(注2) institutional economicsを制度経済学ではなく、集団の経済学と訳すべきであるという点については、小野澤(2017)参照。

(1) S・ボウルズの教科書がわが国漁協を共同体的統治の事例として取り上げる

協同組合と経済学との関係性強化の例としては、S・ボウルズによるミクロ経済学^(注3)の教科書(04年)において、わが国漁協の一つを共同体的統治の事例として紹介されていることがあげられる。この教科書は、現在の主流派経済学に代わる枠組みを作ることを意図した、全く新しい内容を持ったものである。単独の論文と異なり、広く教育にも活用することを狙った経済学の教科書で協同組合が取り上げられたことは、経済学と協同組合の近年の関係性強化を示す象徴的な例といってよいであろう。

ボウルズのこの教科書と同様、主流派に代替するミクロ経済学の教科書を意図した^(注4)ものとして、ウォルフラム・エルスナー(2014)がある。その教科書では、先駆的な業績としてのボウルズの教科書を評価する

旨を本文に記載していることに示されるように、同様の意図から取りまとめられたものである。同書はボウルズに比べて抽象的な記述が多く、協同組合等の現実の事例には触れていないが、その内容は、経済における相互依存や協力、コーディネーションの重要性を説明の中心に置いており、協同組合とも親和性の高い内容となっている。

(注3) Bowles (2004)

(注4) Elsner (2014)。同書は「危機後」のミクロ経済学であると序文の表題で掲げており、複雑な経済現象に対して「規制緩和」「民営化」などの型にはまったアドバイスしかできない主流派経済学は、危機の発生を防ぐ面でも、危機からの回復策においても、有用な助言を与えられないことが、広く知れわたってきた、と主流派経済学を痛烈に批判している。

(2) ICA関連のカンファレンスや文書作成に多数の経済学者が参加

次に、国際協同組合年を記念してICAとEuricse (European Research Institute on Cooperative and Social Enterprises: 協同組合と社会的企業に関するヨーロッパ研究機構)が12年に共同開催したカンファレンス(「よりよい世界の実現に向けて—協同組合への理解の促進」、以下「『理解の促進』カンファレンス」という)で、多数の経済学者が講演を行っていることが、経済学と協同組合の関係性強化を示す事例としてあげられる。

その成果は、Euricseから報告書に^(注5)まとめられているが、ICAおよび関連団体のレポートにおける経済学者の参加はそれだけにはとどまらない。国際協同組合年を機に出された、『協同組合の10年に向けたブループリント』^(注6)(13年、以下「ブループリント」とい

う)、「21世紀における協同組合の成長」^(注7)(13年、以下「協同組合の成長」という)にも、多くの経済学者が関与している。

そのような、ICA関連文書にみられる、協同組合と経済学者の関係性の強まりについて、以下概観したい。

(注5) Euricse (2012)。抄訳が存在するが、内容の省略が多いため、原文参照が望ましい。本稿での説明は筆者訳。

(注6) ICA (2013)。全文訳がある。

(注7) ICA&CICOPA (2013)。邦訳なし。

(3) 「理解の促進」カンファレンスで 多くの経済学者が講演

まず「理解の促進」カンファレンスを取り上げる。

同カンファレンスは、国際協同組合年を記念して行われ、イアン・マクファーソン、ハンス・ミュンクナーといった協同組合論の論者とともに、ケンブリッジ大学のパーサ・ダスグプタ、ミネソタ大学のアヴナー・ベンナー、イエール大学のヘンリー・ハンズマン、マルティン・ルター大学のウラディスラフ・ヴァレンティノフ、リエージュ大学のジャック・ドゥフルニなど数多くの経済学者が、協同組合に関する講演を行っている。

a 報告書の概要

カンファレンスのまとめとして公表された報告書の概要をみてみよう。

同報告書では、最初に、「協同組合はその重要性にもかかわらず、それに値する注目を受けていない。この無視の基本的な理由は、現代社会に影響を与える主要な現象を

説明するために、従来の経済理論がますます機能しなくなったにもかかわらず、経済の動向を解釈するのにそれらの経済学が広範に適用されていることにある」としている。そして、「ほとんどの報告者が、(リーマンショックやその後の経済)危機は、影響のいくつかを軽減するに過ぎない従来の政策措置によっては対応できないことに同意している。(対応するには、経済学の)新しいパラダイム、及びそれに基づく集団的な行動の調整が不可欠である。協同組合には、経済的、社会的、環境的な目標を効果的に組み合わせる能力があることを考えると、危機に対処する潜在的可能性がある」などと、経済学の新たなパラダイムの必要性和、そのパラダイムに則してみれば協同組合は大きな潜在力を持つと論じられている(第1章「協同組合の潜在力を実現する」)。

そして、順序は前後するが第4章「協同組合を解釈する」では、「既存の経済理論の3つの限界」として、

- ・業務専門化にのみを生産性向上の源泉とし、経済行動において協力が果たす効率面での向上を無視している、

- ・専門化した経済活動の調整として、競争的市場のみを重視している、

- ・経済主体が完全に合理的であると仮定し、経済行動にかかわる唯一の排他的決定要因を純利益の最大化という効用関数によって特徴付けるために、金銭的報酬によって動機付けされるのではない実際の行動を説明することができない、

と指摘するなど、主流派経済学的主要前提

を根幹から批判している。そのうえで、協同組合の合理性を理解するためには、市場での交換を、集合的な利益を生む調整メカニズムの一つにすぎないものとして考える必要があるとし、投資家所有企業と異なって、協同組合は、主に自発的協力に基づいているために、関係者の互いの信頼が重要になるような経済活動において優位性を発揮すること、などが指摘されている。

第2章「協同組合の重要性」では、「協同組合の役割をよりよく理解するためには、協同組合の集団的行動が経済システム全体に及ぼす貢献に注意を払う必要がある」として、協同組合が経済システムに貢献する5つの点をあげている。それは、

①協同組合は市場の失敗による影響を抑えるための限定的な役割をはるかに超えて、経済システムの機能を改善し多数の人々の経済的な豊かさを実現するが、この貢献は協同組合の独特な所有のあり方とガバナンスのルールに由来する。

②特に金融や農業などの、大きな不確実性と価格変動によって特徴付けられるセクターにおいて、経済を安定させる上で重要な役割を果たす。

③収益性が低く不確実性が高い財・サービスの提供が可能であることを通じて、人々のニーズに近い財とサービスの生産を維持することに貢献している。

④長期的視点をとる傾向があり、それは協同組合が、地域社会にとっての生産的な資産を構成しているからである。

⑤所得の公平な分配に貢献する。協同組

合はメンバーのニーズを満たすために作られており、利益を累積するようには考えられていないため、賃金や雇用を増やすことによって労働者に、あるいは低価格を通じて消費者に資源を再分配する、としている。

以上の5点をまとめれば、協同組合は、独特な所有のあり方とガバナンスルールに基づく運営により、経済の不確実性への有効な対応力を持ち、収益性が低いものでも必要性に応じて供給することが可能で、長期的な視点から、地域社会にとって生産的な資産を形成し、所得の公平な分配に寄与する、ということになる。

それぞれの講演者の考えをこのような形で要約したことがどの程度適切なのかという点は吟味が必要であろう。以下、所有のあり方等について論じているヘンリー・ハンズマン（以下「ハンズマン」という）、ソーシャル・キャピタルについて論じているパーサ・ダスグプタ（以下「ダスグプタ」という）に絞って、もう少し詳しくその内容を検討したい。

b 個別論者による協同組合評価の視角

「理解の促進」カンファレンスで、それぞれの論者がどのようなことを講演したのか、その場に参加していないので不詳であるが、報告書にはそれぞれの講演者のレポートが参考文献として指示されているので、その内容に沿って概要を紹介したい。

ハンズマンは、“All firms are cooperatives – and so are governments”（「全ての企業は

協同組合である（そして政府も同様に^(注8)）」というユニークな論考（以下「ハンズマン報告」という）が参考文献として指示されている。もちろんここでいう協同組合は、定義、価値、原則を共有する協同組合ということではなく、後述のとおり、ハンズマンの見方に基づく定義を当てはめればという意味である。

ハンズマンは、法と経済学という分野の専門家で、米国の、非営利企業の研究を出発点に、協同組合、営利企業という順をたどるというユニークな研究を通じて、多様な事業組織の所有の集团的構造に関して、統一的な視点から取りまとめた著作“The Ownership of Enterprise”（96年、以下「著書^(注9)」という）が有名である。今回の報告はその著書を基礎にした、協同組合へのメッセージになっている。

著書の冒頭で述べているように、ハンズマンは、主流派経済学的前提によらずに、様々な所有形態の事業組織について、観察されたパターンをもとに、それらの事実を説明できる、なるべく単純な説明要因を考えるという方法をとっている。

そして、米国における多様な事業体の事実を整理した結果、非営利企業や協同組合、営利企業（投資家所有企業）は、「複数のパトロン（継続的な事業関係者）による共有」という面では共通した組織であるとの視点を提示している。

留意する必要があるのは、ハンズマンが企業の「所有」という言葉で意味しているのは、「会社をコントロールする権利と会社

の利益を享受する権利」のことであって、実際にモノのように会社という法人を所有^(注10)することはできないということである^(注11)。

「複数パトロンによる共有としての所有（会社のコントロール権と利益享受権を持つこと）」という共通の基盤から、なぜ非営利企業のような所有者がいない（寄附や出捐等で利益享受なし）企業体から、協同組合のような多様な組合員による共同所有企業、投資家が中心となる共同所有である投資家所有企業（上場営利企業が典型）という異なる組織形態が生まれて、様々な産業分野で多様な存在感を示しているのか。また、その存在感の違いや変化の要因は何か。これが、“The Ownership of Enterprise”のテーマである。

この点についてハンズマンは、現実には、広く存在している法人のパトロン（継続的關係者）が、その法人との取引において負担する「市場契約のコスト」（取引の実現までの費用や取引継続のために特別の投資を求められたり、取引が突然とまったりするリスクを負うこと等）の大きさと、その法人を他者ととともに共同所有することに伴う「所有のコスト」（経営者の監視コストや実際の所有権行使・集团的合意形成などの手間）を比較して、所有コストを負担してもそれによって引き下げられる市場契約コストが大きいと考えればその法人の共同所有者となることを選択する、という選択の結果であるとしている^(注12)。

重要なのは、「政府の介入がなければ、大規模企業が投資家所有企業の形で組織され

ることは当然のこととみられている。・・・
しかし、投資家による所有は、自由市場と自由企業の、論理的に必然的な付随現象ではない。むしろそれは、組織の、かなり偶発的な一形態であり、現在の技術を考えると常に優勢であるとは限らない^(注13)」ということで、投資家所有企業（上場企業等）が企業形態として「最適」という標準的な経済理論の考え方は、多様な集团的経済行動の説明として限界があるとしていることである。

情報の非対称性^(注14)や資産の特殊性、政府規制のあり方など、市場取引の環境に応じて、「市場契約のコスト」は変化するが、「市場契約のコスト」の大きさに応じて多様なパトロンが共同所有者となる。ハンズマンは、パトロンが共同所有する企業を「協同組合」と定義しており、ハンズマンの理解では、投資家所有企業は、「資本協同組合」（capital cooperatives）という見方ができるとしている^(注15)。ハンズマン報告で「全ての企業は協同組合である」としているのは、そのような意味であり、現実には存在している協同組合原則にのっとった協同組合よりも幅広い概念を用いている。

ハンズマンの理解では、もともと企業は、多様なパトロンによる共有としての所有が普通の姿であったが、合意形成コストが低いなどの理由で投資家所有企業が広まると、例えばそこでは、「労働者の雇用の継続性や安全な職場の維持を保证するための努力を断ることができ、企業の労働者は、これを予期して、企業特有の技能にあまり投資できず、そうでない場合よりも高い賃金を主

張することができなくなる。労働者所有の企業であれば、このような環境のなかで、より効率的な労働関係を実現できるかもしれない^(注16)」としている。本来、企業においては、多様なパトロンによる合意形成が必要なのはであるなか、投資家所有企業が広がることの問題を指摘しているのである。

ハンズマンの著書では米国の事実に基づき、安全規制や様々な消費者保護政策などの政府の規制、小売店の増加等によって、情報の非対称性に伴う市場契約のコストが低下してきたことが、米国の生協の存在を限定的なものにしている、といったような議論もある。しかし、そのような部分を取り上げて、その分析視角自体を考慮に値しないもののように位置づけてしまっただけでは、広く一般への協同組合理解を促すという目標からは遠ざかるだけであろう。もちろん、ハンズマンの所説が適切なものかどうか、十分吟味する必要があるのはいうまでもない。

ハンズマン報告には、資本協同組合としての投資家所有企業が広がる傾向はあるが、逆に、「協同組合の形式が法人としてより普遍性を持つ」という認識と、そのような形態でなければ解決できない社会的課題は、変化しつつも常に存在しているという状況判断から示唆されることとして、「人々が有用であると判断した場合に、全てのタイプの協同組合があらゆる産業において組織され運営されることが認められるように、組織法を十分に柔軟に保つことが重要である^(注17)」との指摘を、説得力を持って行っている。

次いで、ダスグプタについては、“New Frontiers of Cooperation in the Economy”（12年、「経済における協力の新たなフロンティア」）という論文が参考文献として指示されている。

そこでダスグプタは、「人々の間に協調的な行動を促す信頼、互酬性の規範や、それに基づくネットワークを指す」とされるソーシャル・キャピタルと協同組合の関係を論じている。^(注18)

ダスグプタは、ソーシャル・キャピタルは、具体的なデータ把握が難しい概念であるが、社会学者、政治学者に加えて経済学者からの注目も集まっていること、標準的な経済学では認められないが、既に、一定の手続きでソーシャル・キャピタルを測定し、それと経済的な豊かさとの関係性を示す研究も増えていることなどを説明している。そのうえで、それまでの、自らも含めた、ソーシャル・キャピタルの研究は、他者に対する信頼がどのような条件があれば高まるのかといった観点に集中してきたとする。例えば、「他者を信頼するか」などをアンケートで把握し、その回答状況と様々なデータ（市民活動の多さや活発さ等）の関係を探る、などの研究である。

確かに、他者が約束を守るということに対する信頼がないと、決められたことが実行されずに、地域社会のスムーズな運営が難しくなるなどの影響があるから、他者が約束を守ることに対する信頼がある社会とそうでない社会で、豊かさに相違が出るといったことはあるだろう。しかし近年は、

約束を守るかどうかということ以上に、「どのような合意が形成されるのか」が重要で、かつ、その基盤として、共同体の成員によって合意された普遍的価値ないしは集合的目標たる「共通善」(common good)のあり方が重視されているとする。

そして、協同組合の誕生とこれまでの歴史を振り返ると、協同組合は、市民が「共通善」のために一緒に行動することを可能にするものであることを示している、と評価している。

ソーシャル・キャピタルは、社会学、政治学などで重視されてきた概念であるが、経済学の分野では、集団の経済学(institutional economics)が最もそれを重視してきたことは、宇沢が『社会的共通資本』^(注19)で説明しているとおりである。その意味で、協同組合のこれまでの実践が、代替的な経済学の枠組みのなかでソーシャル・キャピタルについて論ずる際、その内容の豊富化に寄与していることを、ダスグプタの報告は示しているといえよう。

(注8) Hansmann (2012)

(注9) Hansmann (1996)

(注10) Hansmann (1996) 11頁

(注11) これは、岩井(2003)でも重視されている点である。

(注12) Hansmann (1996) 22頁

(注13) Hansmann (1996) 1頁

(注14) 需要側と供給側で、販売品の品質等についての情報量に差があること。

(注15) Hansmann (1996) 12頁

(注16) Hansmann (1996) 28頁

(注17) Hansmann (2012) 7頁

(注18) 社会関係資本とも訳され、多様な定義があるが、ここでは稲葉(2011)を参照した。

(注19) 宇沢(2000)

(4) ソーシャル・コストの観点からの 協同組合評価

次に、「ブループリント」「協同組合の成長」からも論点を絞って紹介しておきたい。

両報告書の作成にあたって、多くの経済学者が参加している。特に後者については、編者であるブルーノ・ローランツが労働経済学者で、それ以外にも、クラウディア・サンチェス・バジヨ、パトリツィオ・ビアンキ、ヴィシユワス・サトガーといった経済学者が参加している。

「協同組合の成長」は、その序文に記載されているとおり、「ブループリント」で提示された「2020年までに、協同組合が急速に成長する企業形態になる」との目標に対して、「協同組合は成長を目標とする組織なのか」という疑問が実践家から多く寄せられたことへの回答として提示されたものである。この問いは、「成長という概念を、協同組合にとって適切に定義する」という課題としてCICOPA（International Organisation of Industrial and Service Cooperatives サービス・工業協同組合国際機構）に検討が委託され、その成果が「協同組合の成長」として公表されているものである。

同報告書でも多くの論点が提起されているが、ここでは経済の豊かさを測る指標として、GDPに代わるGPI（Genuine Progress Indicator 真の進歩指標、以下「GPI」という）という指標を普及させるべき、という点に絞って説明する。

現在、経済規模や成長の指標となっているGDPは、市場で価格づけされ金銭表示さ

れた価値を合計したものであるが、そういった指標では、市場評価されない豊かさや、逆に様々な社会的弊害が反映されないという問題がある。経済活動のなかの、市場取引されない直接的な影響を考慮した、真の豊かさを示す指標としてGPIという指標を普及させること^(注21)で、協同組合の真の価値をより明確にすべきだと、同報告書では主張している^(注22)。

把握可能な統計が存在するかどうかという問題もあるから、GPI（推計値）の定義については、多様なものとみられる。

わが国でも、例えば、「兵庫県GPI（真の進歩指標）の概要」という資料では、GDPの消費支出額に対して、以下のようなプラス、マイナス要因を考慮するなどの加工を加えるなどの作業を通じて、GPIを推計している（投資額についてもそれぞれ調整がある）。

①プラス要因・・・育児労働、地域のボランティア活動など、政府の社会資本ストックからのサービスの便益など。

②マイナス要因・・・人的・社会的資本のサービスの喪失の費用として、失業・不完全就業・過剰労働、犯罪、家庭崩壊等の費用の減額、自然資本の喪失費用として、農地・森林資源等の喪失費用、大気汚染・水質汚濁等の費用の減額^(注23)、等。

このようなGPIに関して、供給面からの主体別（投資家所有企業、協同組合、非営利企業、政府等）推計値を作れば、協同組合が真の豊かさにどれだけ貢献をしているかが明確になるということが、「協同組合の成長」の考えとみられる。

GPIの考え方は、集団の経済学がこれまで論点として提起してきた、ソーシャル・キャピタルからの便益やソーシャル・コストの考え方を、マクロ指標に反映させるべきというものである。ソーシャル・キャピタルについては前述のとおりであるが、ソーシャル・コストとは、その概念を明確化したウィリアム・カッパによれば「私的経済活動の結果、第三者あるいは一般大衆がこうむるあらゆる直接間接の損失」のことである。^(注24)

わが国では、ソーシャル・コストの考え方は宇沢『自動車の社会的費用』によって広く紹介された。宇沢はソーシャル・コストについて、「ある経済活動が、第三者、あるいは社会全体に対して、直接的間接的に影響を及ぼし、さまざまな形で被害を与えるとき、外部不経済が発生しているという。・・・このような外部不経済をとともなう現象について、・・・発生者が負担していない部分」^(注25)としている。

原因の個別特定化が難しい公害のようなケースが、ソーシャル・コストにあたるというイメージがあるが、以上のように、本来はもっと幅広い概念である。リーマンショックのような大規模金融危機は、原因への関与の有無にかかわらず、多くの経済活動に多大な悪影響を及ぼす、資本主義市場経済のソーシャル・コストそのものであるということで、ソーシャル・コストに関する関心も近年高まる傾向にある。

主流派経済学でも「市場の失敗」とのかかわりでソーシャル・コストについて論じ

ているが、主流派経済学の視点では、企業の利潤最大化行動こそが、一定の条件が整えば、資源配分の効率性を高める最適な行動であるはず、という命題があるため、ソーシャル・コストの問題は、課税や補助金で対応可能な、主として政府が対応すべき部分的な問題との理解になる。

一方、代替的な経済学からの視点では、利潤最大化行動を最適とは考えないことで、前述のハンズマンの指摘のような、資本協同組合という集団的行動自体がもたらす問題等、ソーシャル・コストの問題点をより幅広く把握していることに特徴がある。

GPI指標のとらえ方は、後者からのものであり、この点でも、協同組合評価のあり方と、集団の経済学に基礎を置く代替的な経済学の枠組みとの連動がみられる。

そして、こういった、代替的な経済学からの協同組合の分析は、国際協同組合年以降も数多く行われている。それは例えば、Euricseのサイトの、ワーキング・ペーパーに相当量のレポートが掲載されていることをみただけで明らかである。^(注26)

(注20) 13年当時CICOPAのSecretary General。18年1月からICAのDirector General。

(注21) OECDが研究し、既にメリーランド州で試行されている。

(注22) ICA&CICOPA (2013) 15頁

(注23) 兵庫県企画県民部政策室ほか「兵庫県GPI（真の進歩指標）の概要」（2010）」参照。推計方法の紹介は一部を抜粋したもの。

(注24) Kapp (1950) 15頁。カッパには、“The Foundations of Institution Economics” (11年) という著作がある。

(注25) 宇沢 (1974) 79頁

(注26) 例としてFontanari (2017) がある。これは、野中郁次郎『知識創造企業』の成果を取り入れつつ、農業者や農業関係企業等のネットワーク

の中心として、農協が知識の集積体となっていることを論じているが、『知識創造企業』概念の内容と評価等も含め、別途考察したい。

(5) 代替的な経済学の着眼点と協同組合

ハンズマンの、法人における「市場契約のコスト」や「所有のコスト」、ソーシャル・キャピタルやソーシャル・コストへの着目、等は、全て集団の経済学に基礎を置く代替的な経済学にとっての重要な課題となるものである。

代替的な経済学の特徴をまとめれば、従来の経済学が「市場の失敗」としてきた「外部性」（財・サービスの交換を通じた関係ではなく、人と人との直接的な関係性）を、経済の豊かさや貧しさの原因となる大きな要因として位置づけている点にあるといえる。

ハンズマンの「市場契約のコスト」「所有のコスト」は、必ずしも金銭にかかわらない「合意形成の手間」のようなものが重要になる。ソーシャル・キャピタルはまさに直接的な人的ネットワークを、豊かさにつながる要因として重視する考えであり、ソーシャル・コストは、ある経済行為が、市場での価格変化等を通じるだけでなく、他者に直接的な悪影響を与えるといった問題である。

外部性を重視しているのは、経済活動においては、私有財産の私的活用だけでなく、それ以上に、様々な資源の共有のあり方や、私有財産の共同管理のための集団的行動をどう作り上げていくのかが、豊かさを高めていくうえで重要だから、との理解がある

ためだと考えられる。共有資源の管理や、私有財産の共同管理のあり方について考えるということは、人と人との直接的な関係性や協力のあり方を考えることである。いかにいけば、集団の経済学は、様々な資源（天然資源だけではなく知的資源含め）の集団的な共有管理のあり方を、私有財産の私的活用のあり方同様に、重要な課題としてとらえる経済学でもある。

例えば、ハンズマンの企業論は、企業とはそもそも、それに関与するパトロンの共有資産であるとして、その観点から投資家所有企業を、投資家のみに共有された協同組合（資本協同組合）であると位置づけている。そして、資本協同組合は、確かに所有にかかわるコスト（合意形成や監督等）が相対的に低く、目標が抽象的で資金調達が容易だから拡大はするが、その悪影響もある点を指摘している。

ソーシャル・キャピタルは、人的ネットワークを共有資産としてどのように形成し、さらに発展させていくのかという点に着目した議論であるし、逆に、ソーシャル・コストの議論は、私的な経済活動が、地域の様々なソーシャル・キャピタルや、共有資源の破壊につながる面を問題視するものである。

そのような、共有管理の重要性については、集団の経済学の創始者の一人である J・R・コモンズが、論じていたものである。コモンズは、「希少性」に対する人間の行動として、私有財産権の確立だけでなく、集団的行動による相互依存の関係や秩序の維

持の重要性を指摘し、効率的な協同性を発揮することで希少性の克服が可能であることを指摘している。^(注27)

代替的経済学の以上のような特徴を考えれば、経済活動の集団的な側面を重視し、資源の共同的管理のあり方等に関してもその内容に含むボウルズの教科書において、わが国漁協の事例が、共同体的統治の例として注目され紹介されているのは必然性がある。ICAのカンファレンスに、そういった代替的な経済学のフレームワーク構築にかかわる経済学者が数多く参加して講演をしていることにもそういった背景があることを認識する必要がある。

(注27) Commons (1934) 訳書13頁

2 主流派経済学は協同組合をどうとらえてきたか

(1) 主流派経済学による協同組合の位置づけ

以上、代替的な経済学と協同組合との関係性強化に関して概要をまとめたが、協同組合に関しては、主流派の経済学の体系のなかで論ずるものも当然存在している。

例えば、小野澤（2012）でまとめたような、主に米国の農協を対象とした、新制度学派からの研究の蓄積がある。それらは、ガバナンス面から農協を取り上げて、組合員の多様性が高まった場合に、合意形成が難しくなり、組織体としての非効率性が高まるリスクがあることを論ずるものが多かった。

さらに、別の視角として、欧州を中心とした社会的経済（サードセクターともいわれる^(注28)）を構成する一つの組織・事業体として、協同組合を評価するというものがある。

これは、「企業の利潤最大化が資源配分効率上望ましい」という主流派経済学の命題に合致しない存在としての非営利企業（ここでは利潤分配の制約という点を重視）の存在を、主流派経済学の体系の内部で説明するという枠組みである。

そういった、利潤分配制約に着目した視角からの分析としては、向井（2015）が最も包括的に、協同組合を含むサードセクターを経済学から位置づけている。サードセクターという、各国で状況が異なっていて、研究者間での共通の定義も難しい対象について、広く一般の理解を促す必要があるとの課題意識のもとで、向井の著書は、標準的な経済学の知的資産のなかにサードセクターを位置づけている。それは、事例の紹介やサードセクター論の論理の内部での事実整理を超えた貴重な成果である。広く一般に理解されることを目指す場合の、サードセクター研究の方向性を示すものと考えられる。

向井によれば、主流派経済学（向井の用語では標準的な経済学）によるサードセクターの存在意義は、大きくいえば市場の失敗など、市場機構に依存しているだけでは必要性に対して十分な供給がなされない財・サービスに関して、サードセクターがそれを適切に供給する役割を担うというものである。例えば、情報の非対称性の大きな財・

サービスにおいて、非営利であることが、製品品質の確保に関する有効なシグナルになることで、営利企業に代わる存在意義を発揮することや、学校や病院のような準公共財についても、公的な供給に加えて非営利団体による供給が多様な社会的なニーズを満たすこと（営利企業は、準公共財のような公共的な役割を担うのは、資金活用として適していない面が大きい）など、営利企業による供給に適さない分野で、サードセクターの存在意義が発揮されるというものである（同書第7章）。

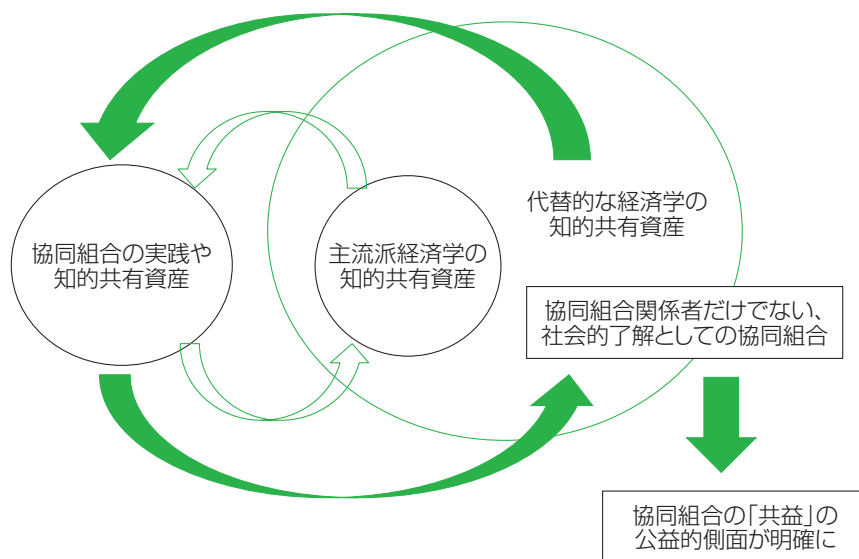
向井はさらに、標準的な経済学のなかでサードセクターを位置づける作業を踏まえ、それを資本主義経済の歴史的構造変化や福祉国家の変容とのかかわりで論ずることを通じて、サードセクター事業体の役割として、「社会権の実現に向けた財・サービスの合意的分配に係わる、寛容を規範とする市

民的公共圏の実質的担い手」との規定を論理的に提示している。この規定は、標準的な経済学による説明を基礎に置いているため、経済学の知的資産を共有する人であれば、サードセクターへの興味の有無にかかわらず一定の理解を得られるものである。

また、サードセクターの活動の現実を踏まえて、標準的な経済学の知見の内容を豊富化することにもつながっている。

ただし、これまで述べてきたとおり、サードセクターや協同組合といった集団的な経済行動を位置づけていく知的共有資産としては、現在標準となっている主流派経済学以上に、代替的な経済学の枠組みの方がはるかに適しているというのが、筆者の理解である（第1図）。ICAが「協同組合への理解の促進」で行っている作業がまさにその事例であることから、代替的な経済学による協同組合の評価や位置づけが可能で

第1図 協同組合に関する知的共有資産と経済学との関係



資料 筆者作成

あることが示されていると考える。^(注29)

とはいえ、第1図に示したとおり、現在標準となっている主流派経済学と、集団の経済学を基礎とした代替的な経済学との関係は、代替的な経済学が主流派経済学を包含するものである。資産の共同管理といっても、基本的には私有財産制度が発達した近代社会における私有財産の共同管理のあり方を考えるものであり、集団的な行動といっても、そのなかにおける個人の行動のあり方も重要だからである。

そのため、代替的な経済学に基づく、協同組合論やサードセクター論が形成されたとしても、標準的な経済学に基づく向井の分析や位置づけが、価値を持ち続けることはいうまでもない。さらにいえば、現状では、標準的な、主流派経済学の知的資産を共有する人々の方が多数なわけだから、向井による、標準的経済学からのサードセクター（協同組合をその一部に含む）の位置づけの内容を、標準的な経済学の内部においてもさらに豊富化していく工夫も重要であろう。

(注28) 協同組合、共済組合、非営利組織の経済活動を総称したものが欧州では社会的経済・サードセクターとされる。Defourny and Monzon (1992) 10頁

(注29) 向井もこの点は認識していると思われる。向井(2015)の「経済学方法論とサードセクター研究」の箇所(48～52頁)で、ヨーロッパのサードセクター論は、欧州制度派経済学の方法に依拠している、と論じているからである。向井の考えは、欧州制度派経済学が、標準的な経済学(主流派)に比べて、まだ共有知識として十分確立していないので、既に十分確立している、主流派経済学を基礎に論じるということだと思われる。

(2) 協同組合の取組みを他の知的共有資産に位置づけることの重要性

わが国の協同組合は許認可、監督等で行政との関係が強く、一部の人々に理解されていれば、広く世間一般に理解を求めなくても、事業運営上の大きな支障にならない状況が続いてきた。

しかしそういった環境は大きく変化している。協同組合の存在そのものを否定するかのごとき農協改革の動きに対しても、世間的には大きな違和感を抱かれなかったという点を、協同組合として深刻に受け止めて、その改善を図っていく必要がある。協同組合に関する、中立的な立場からの認知度、理解度の向上は、かつてなく重要な課題になっている。

協同組合やサードセクターといった、通常人々が生活をしていくうえで、利用するにしても明確に意識してはかかわることの少ない存在にとって、広く一般に理解を求めることは決して容易なことではない。協同組合が取り組んでいるそれぞれに重要な活動や事業の意義を、外部に様々な形で発信をしていくことはもちろん重要であるが、それだけでは十分には、一般に広く、協同組合の意義や役割が理解されるまでには至らないことも多いとみられる。

協同組合の活動や事業の意義を、他の分野の知的共有資産のなかに位置づけ、その共有資産の内容豊富化につなげていくことは、理解や共感を広げるための重要な課題と認識すべきである。ICA等が、協同組合の理解を促進することを目的にしたカンフ

ファレンスで、多くの経済学者に協同組合について、多方面からの報告を受けているのも、そういった方向性を示していると考えられる。

おわりに

近年の協同組合と経済学の関係性の強まりは、協同組合自体が変わったというよりも、経済学の枠組みの大きな変化の影響を受けたものである。国際協同組合年のカンファレンスに多くの経済学者が講演したのは、様々な分野の、たまたま協同組合に関心を持っている経済学者がそれぞれに講演をしたわけではない。経済学の枠組みが大きく変化しつつあり、それが協同組合を積極的に評価するものであるからこそ、多くの経済学者が講演を行ったのである。ICAも、そういった環境変化を把握して対応をしているとみられるが、逆にいえば、海外ではそれほどに、代替的な経済学の存在感が高まっているということを示すものである。

海外の事情であり、また代替的な経済学ではあるとはいえ、協同組合と経済学の関係が今日のように強まっているのは、かつてないことといってよい。そのような事態について、わが国でももっと注視して、その意味内容を十分に把握し、適切に評価していく必要がある。今回は何人かの論者に絞って紹介をしたにすぎず、その内容もさらに吟味が必要である。

わが国においては、小野澤（2017）で論

じたように、主流派経済学に対抗すべき「集団の経済学」の普及が大幅に遅れていることから、海外で生じている上記の動きは反映されていない。海外でそのような状況になっていることが広く認識されているともみられない。

しかし、経済学に生じている大きな変化は、協同組合の対外的認知度、理解度向上にとって重要な意味を持つものであり、だからこそ、ICAも多数の経済学者との連携を強めているとみられる。わが国でも、協同組合の側で、そういった動きを積極的に受け止めていく必要があるだろう。

さらにいえば、そういった、外部の知的共有資産のなかに協同組合を位置づけることは、協同組合間の連携効果を高めるためにも必要という面もあるのではないか。

協同組合とひとくくりにしても、わが国においてはそれぞれの協同組合グループが別々に、例えば農協論、生協論、ワーカーズコープ論などを積み上げてきたのがこれまでの歴史である。協同組合ごとに、組織や事業環境が異なり、取り組んできたことや、直面している組織・事業上の課題は異なるから、それぞれの課題に協同組合としてどう対応するかも異なり、グループごとに協同組合像を描くことももちろん重要なことである。

ただし、縦割りを超えて横の連携で、協同組合の存在意義を主張することを考えるならば、それぞれが論じてきた協同組合論を超えて、かつそれぞれが納得できる、「協同組合は何をする組織で、それは経済活動

全体のなかで、どのような意義があるのか」という点に関する合意が、例えば経済学の共有知識のなかであれば、現場における様々な連携の発想の基盤にもなるものであろう。

ハンズマンによる「資本協同組合」としての投資家所有企業は、その強い資金調達力をもって素早い事業展開が可能である。協同組合が事業として対抗していくのは容易ではない。協同組合は、組合間連携や、地域の様々な、考え方や願いを共有できる組織や事業体と積極的にネットワークを構築して、事業面での存在感も強化していく必要がある。

協同組合を外部の、より幅広い知的共有資産のなかに位置づけていく取組みは、対外的な理解度や認知度向上のみならず、協同組合間連携や対外的ネットワーク形成に向けての、実践に寄与するものになるはずであり、またそのようなものにしていかねばならないと考える。

<参考文献>

- ・稲葉陽二（2011）『ソーシャル・キャピタル入門——孤立から絆へ——』中央公論新社
- ・岩井克人（2003）『会社はこれからどうなるのか』平凡社
- ・宇沢弘文（1974）『自動車の社会的費用』岩波書店
- ・宇沢弘文（2000）『社会的共通資本』岩波書店
- ・小野澤康晴（2012）「米国における経済学からの農協論の諸潮流——新古典派と組織の経済学を中心に——」『農林金融』4月号
- ・小野澤康晴（2017）「経済学の動向と協同組合の位置付け」『農林金融』12月号
- ・向井清史（2015）『ポスト福祉国家のサードセクター論——市民的公共圏の担い手としての可能性——』ミネルヴァ書房

- ・Bowles, S. (2004) *Microeconomics : Behavior, Institutions, and Evolution*, Princeton University Press. 塩沢由典・磯谷明德・植村博恭訳（2013）『制度と進化のミクロ経済学』NTT出版
- ・Commons, J.R. (1934) *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, The Macmillan Company. 中原隆幸訳（2015）『制度経済学』ナカニシヤ出版
- ・Dasgupta, P. (2012) "New Frontiers of Cooperation in the Economy," paper presented at the Euricse Conference in Venice.
- ・Defourny, J. and J.L.Monzon (1992) *Économie Sociale*, De Boeck-Wesmeal. 富沢賢治ほか訳（1995）『社会的経済——近未来の社会経済システム——』日本経済評論社
- ・Elsner, W., T. Heinrich, and H. Schwardt (2014) *The Microeconomics of Complex Economies: Evolutionary, Institutional, Neoclassical, and Complexity Perspectives*, Academic Press.
- ・Euricse (2012) *Promoting the Understanding of Cooperatives for a Better World* (ed. Carlo Borzaga and Giulia Galera). 中川祥子・ロザリオ・ララッタ抄訳「よりよい世界の実現に向けて——協同組合への理解の促進——」
- ・Fontanari, E. (2017) "The Modern Agricultural Cooperative: A Cognitive-Knowledge-Based Approach," Euricse Working Papers. No.91|17
- ・Hansmann, H. (1996) *The Ownership of Enterprise*, Harvard University Press.
- ・Hansmann, H. (2012) "All firms are cooperatives-and so are governments," paper presented at the Euricse Conference in Venice.
- ・ICA&CICOPA (2013) *Cooperative Growth for the 21st Century*.
- ・ICA (2013) *Blueprint for a Co-operative Decade*. 『協同組合の10年に向けたブループリント』（全訳）
- ・Kapp, K.W. (1950) *The Social Costs of Private Enterprise*, Harvard University Press. 篠原泰三訳（1959）『私的企業と社会的費用——現代資本主義における公害の問題——』岩波書店

（おのざわ やすはる）

新たな在留資格「特定技能」の概要

—農業分野における外国人の受入れに着目して—

研究員 石田一喜

〔要 旨〕

「一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組み」として、新たな在留資格「特定技能」の創設が予定されている。特定技能は、人材の確保が困難と判断された「特定産業分野」に限った措置であるが、農業は対象分野に含まれる見込みである。技能実習を修了した者の継続的な雇用や短期雇用が認められるなど、農家等のニーズに合致する点も多いため、特定技能に基づく雇用を希望する農家は少なくないと予想される。

しかしながら、外国人の受入れが労働力確保策となるためには、農業が就業先として選ばれ、かつ継続的に働いてもらうことが必要である。他産業との競争や地域間での競争が生じるなかで、外国人に「選ばれる」産業、「選ばれる」経営体となる工夫が必要である。また、国内外の賃金格差を根拠とする外国人労働力の流入が、今後も続く保証はない。外国人の労働力に依存することのリスクを認識しながら、日本人の担い手育成や労働力の確保、省力化技術の導入等に関して中長期的な戦略をもって取り組むべきである。

目 次

はじめに

1 農業分野における労働力不足の現状

- (1) 農業労働力の脆弱化が進む
- (2) 労働力確保としての外国人雇用

2 特定技能に関する検討の経緯

- (1) 外国人受入れに関する従来の基本方針
- (2) 少子・高齢化対応としての外国人受入れの検討
- (3) 2018年以降の検討状況

3 「特定技能」に基づく新たな受入れスキーム

- (1) 「特定技能」の概要

- (2) 技能実習制度との接続性

- (3) 特定技能外国人の受入れスキーム

- (4) 状況の変化に応じた対応

- (5) 法案成立以後のプロセス等

4 農業分野における特定技能の意義と限界

- (1) 農業分野の各制度・事業の概要
- (2) 制度面からみた特定技能の意義と限界
- (3) 特定技能における留意点
- (4) 労働力不足対策としての意義と限界

おわりに

はじめに

少子高齢化にともなう労働力人口の減少により、全産業的に人手不足感が高まっている。そこで、特に人手不足が深刻な分野に限り、「一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材」の積極的な受入れをはかり、労働力を確保しようとする検討がにわかに盛んになっている。

2018年2月から本格化した検討の内容は、18年11月2日に閣議決定した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」（以下「18年入管法等改正案」という）にまとめられており、閣議決定同日に第197回国会の議案として提出済みである。今後、本法案の成立次第、労働力確保を目的とする新たな在留資格として「特定技能」が創設されることになる。

農業分野は、特定技能の対象分野に含まれる予定であり、技能実習制度、国家戦略特区での「農業支援外国人受入事業」、18年6月にガイドラインが整備された「農作業請負方式技能実習」に次ぐ、新たな仕組みでの外国人の受入れが始まることになる。こうした外国人労働力の導入については、農業の人手不足を解決しうるのか、また新たな課題を引き起こすものでないのかなど、事前に考えておくべきポイントが多い。

そこで本稿では、農業分野の人手不足の状況を概観した後、「特定技能」の創設経緯と概要をまとめ、農業分野を想定した場合の特定技能の意義と限界を論じてみたい。

また、特定技能を通じて、労働力不足対策として外国人を受け入れる際に、懸念されるポイントをまとめてみたい。

1 農業分野における労働力不足の現状

(1) 農業労働力の脆弱化が進む

まず、農業分野における労働力不足の現状を概観し、外国人労働力の受入れが要望されてきた背景をまとめてみたい。

15年の農林業センサスによれば、農業労働力の主力となる基幹的農業従事者数の大幅な減少が続き、10年の205万人が15年には175万人まで減っている。

農林漁業の従事者は、他産業の従事者よりも「働けるうちはいつまでも」働きたいと考える傾向が強いこと^(注1)も反映して、従事者の高齢化が進んでおり、15年の平均年齢は67.0歳となっている。高齢農家が、重量野菜の収穫作業など労働負荷が高い作業を行うことには限界もあるため、従事者数の減少以上に農業労働力の脆弱化が進んでいくとみなすべきであろう。

こうした従事者数の減少は、各経営体では内部労働力の減少として認識される。よって、経営規模を維持あるいは拡大しようとする経営体では、労働力の補完として外部からの労働力の導入を進めている。

しかしながら、労働力の確保はそれほど容易ではない。これまでは、熟練作業員に相当する親戚や近隣の知人等に手伝いを頼むこともできたが、最近では断られるケー

スも増え、シルバー人材センターや公共職業安定所（ハローワーク）等を利用せざるを得ない状況になってきている。ところが、18年9月の全産業平均の有効求人倍率（求人数÷求職者数）が44年ぶりの高水準（1.64倍）となるなかで、求人を通じた農業分野の人手確保の実現は相当難しい。事実、雇用状況^{（注2）}の実績に関する雇用状況D.I.は年々悪化しており、現場レベルでは、労働力不足による収穫遅れや生産物の品質低下という問題も発生している。

また、農協等の選果場やパッケージングセンターでの人手不足も深刻である。収穫以降の作業を選果場等が担当することで、農家の経営規模や産地の維持・拡大が可能になったケースも増えていることから、農業分野の人手不足は、農作業だけでなく、出荷・調整作業も含めて考えるべきであろう。

（注1）内閣府政策統括官「高齢者の健康に関する意識調査結果」（13年3月）参照。退職希望年齢に関して「働けるうちはいつまでも」と回答した割合は、全体では3割であったが、農林漁業の従事者では7割と高い水準にある。

（注2）日本政策金融公庫の「農業景況調査」では、融資先の担い手農業者を対象として、雇用状況の実績（「過剰である」「適正である」「不足である」の3択）をたずねている。雇用状況D.I.（動向指標）は、回答結果における「過剰である」の構成比から「不足である」の構成比を差し引いた値であり、数字が小さいほど労働力の「不足」状況を表す。

（2）労働力確保としての外国人雇用

日本政策金融公庫が17年7月に実施した^{（注3）}調査によれば、労働力不足対策では、施設・設備・機械の増強に取り組む経営体が最も多い。また、労働条件の改善や、組織の省

力化・効率化など「農業の『働き方改革』」に沿った内容を実践する経営体も多くなっている。ただ、ここで注目したいのは、これらに次いで、2割弱の経営体が「外国人技能実習生の受入」を労働力不足対策にあげている点である。

そもそも技能実習制度は、技術・技能の移転を通じた国際貢献が目的であり、労働力需給の調整の手段として行うことが禁じられている。しかし、実習の実施により、必然的に経営体内の人手が増えるため、人手不足をきっかけに実習生の受入れを検討する農家は増加傾向にある。

事実、農業分野での技能実習生の受入数は年々増加している。特に15年以降は毎年3千人強のペースで増加が続いており、17年10月末時点の実習生数は2万4,039人となっている。これは、15年のセンサスが把握する常雇いの1割にあたり、都道府県別にみると3割を超える県域もみられる。エリアによっては、既に「外国人がいなければ農業生産は不可能」な状況（堀口（2017））になりつつある。

その一方で、高原野菜産地や降雪等により冬場の農作業が生じないエリアでは、技能実習制度の前提となる周年での実習実施が困難という理由から、実習生を受け入れることが難しいという声が上がっている。こうしたエリアは、技能実習制度にかかる要件の緩和や、外国人の農業就労を可能とする、技能実習制度とは異なる仕組みの創設を要望するようになり、17年以降徐々に、一部の要望が反映され始めている。

その1つが、17年6月に実施が決まった「農業支援外国人受入事業」である。本事業の概要は石田（2017）に整理したとおりであるが、労働者派遣事業のスキームを援用し、国家戦略特区に指定されたエリアに限り、外国人の農業就労を認める措置になっている。

また17年9月には、法務省・厚生労働省・農林水産省の3省が、「農協等が実習実施者となつて行う技能実習」の考え方をまとめ^(注4)ている。これは、農協等が実習実施者となり、請負契約を締結した組合員のは場と農協等の選果場等での作業を組み合わせた実習を可能とする仕組みであり、単独では年間を通じた実習を行うことができない農協等や農家でも実習生を自らの経営体に受け入れることが可能となっている。

18年6月の第1回農業技能実習事業協議会では、こうした仕組みに関して関係者が講ずべき事項をまとめた「農作業請負方式技能実習に関するガイドライン」（農業技能実習事業協議会決定第2号）が協議・決定されており、現在、北海道に続き、複数の県域が導入を検討しているところである。

このように外国人の受入れルートは多様化が進んできた。そこに、外国人の農業就労を全面的に認める「特定技能」の追加が検討されているのが、現在の状況である。

(注3) 日本政策金融公庫農林水産事業本部「農業分野における労働力不足への対策及びITサービスの利活用に関する調査報告」（18年1月30日公表）

(注4) 法務省入国管理局・厚生労働省人材開発統括官・農林水産省経営局「農協等が実習実施者となつて行う技能実習について」（17年9月）

2 特定技能に関する検討の経緯

(1) 外国人受入れに関する従来の基本方針

ここで、外国人の農業就労が認められていない制度的背景を整理しておきたい。

そもそも、我が国では、海外から受け入れられる外国人労働者に対する基本的なスタンスを、専門的・技術的な分野の労働者とそれ以外の分野の労働者（いわゆる「単純労働者」^(注5)「低熟練労働者」）に分けて考えてきた。

このうち専門的・技術的な分野の外国人については、経済社会の活性化および一層の国際化をはかる観点から、積極的な受入れを目指しており、最近でも呼び込み策の拡充等が行われている。

一方、単純労働者については、日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼす可能性が懸念されることから、「国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠」として、原則受け入れない方針が採られてきた。また、「第9次雇用対策基本計画」^(注6)（99年8月閣議決定）をみると、単に少子・高齢化にともなう労働力不足への対応として、外国人労働者の受入れを考えるべきではないとも明記されていた。

こうした分類のうち、農業は、単純労働分野に該当すると判断されてきた。そのため、日系人などの身分に基づき在留する者や技能実習など例外的なケースを除き、外国人労働者の雇用は不可能とされてきた。

(注5) 18年11月時点の「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」という)および「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(通称「労働施策総合推進法」)参照。18年7月の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行にともない、雇用対策法から労働施策総合推進法へと改正されている。

(注6) 07年の「雇用対策法」の改正により、第9次以降の雇用対策基本計画は策定されていない。

(2) 少子・高齢化対応としての外国人受入れの検討

しかし、2000年代半ばになると、少子・高齢化にともなう人口減少と労働力不足を理由として、単純労働分野に関する基本方針^(注7)を見直す動きが出てくる。

こうした考え方は、12年末に発足した第2次安倍内閣にも引き継がれており、同内閣は14年4月に「外国人建設就労者受入事業」等を創設している。その後、15年の成長戦略では、「経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める」ことを明記し、分野を限定した就労目的の在留資格の付与を進める方針を定めている。^(注8)さらに16年5月の自民党政務調査会労働力確保に関する特命委員会では、「第9次雇用対策基本計画」が提示していた「いわゆる単純労働者」の受入れに対する慎重論を引き続き採るべきではなく、成長戦略の考え方を推し進めるべきという方針が採られ、外国人の就労を認める範囲の拡大を具体的に検討する基礎が固まっている。

(注7) 05年3月の「第3次出入国管理基本計画」で

は、人口減少時代における外国人労働者受入れの在り方を検討すべき時期にきているとして、「専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していく」必要性を論じており、幅広い分野の外国人を対象とする受入制度の創設に意欲的である。

(注8) 15年6月の『日本再興戦略』改訂2015から17年6月の「未来投資戦略2017」まで、同様の記述が継続して明記されている。

(3) 2018年以降の検討状況

ただし、18年2月20日に開催された平成30年第2回経済財政諮問会議(以下「諮問会議」という)までは、外国人の就労範囲の拡大について、国としてのまとまった議論が行われたとは言い難い。しかし本会議内で、安倍総理大臣から、官房長官および法務大臣に対して、外国人受入れの制度改正の具体的な検討を進め、18年夏頃までに方向性を固める指示が出されたことで、状況は一転することになっている。

会議直後の18年2月23日には、関係省庁の局長級を構成員とする「専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース」(以下「タスクフォース」という)の第1回が開催され、同月28日には主要業種ごとの実態把握と受入方法の具体的な検討を行う「幹事会」が組織されている。2月から4月までに行われた計8回の幹事会での議論の内容は、5月29日に開催された第2回タスクフォースにおいて、「幅広く即戦力となる外国人材」を受け入れる新たな制度案として取りまとめられ、6月5日の第8回諮問会議に出された「経済財政運営と改革の基本方針2018」(以下「骨太の方

針2018」という)の原案に全面的に反映されている。

本原案は、自民・公明両党の政調全体会議での修正を経て、^(注9)6月15日の第9回諮問会議での決定をもって閣議決定に至っており、外国人受入れに関する国の方針として効力を発揮するようになる。

骨太の方針2018の閣議決定後の7月24日には、新たな在留資格の詳細と外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を議論する場として「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が組織され、10月12日の第2回会議では、新たな在留資格「特定技能」の創設を含む、18年入管法等改正案の骨子が明らかにされた。

相当のスピード感を持って作成された本法案は、11月2日に閣議決定された後、同日に第197回国会の閣法1号として国会に提出されており、11月13日の衆議院本会議において審議が開始されている。

(注9) 自民・公明両党の政調全体会議では、骨太の方針2018の原案における外国人関連について2点の修正を行っている。1つは、日本語能力水準が外国人確保の障害にならないようにする配慮から、原案では「日本語能力試験N4相当を原則」となっていた箇所を「生活に支障がない程度の能力を有することを確認されることを基本」に変更している。また、生活支援の拡充を追記している。

3 「特定技能」に基づく 新たな受入れスキーム

(1) 「特定技能」の概要

本項では、18年入管法等改正案において新設されている在留資格「特定技能」の概

要を整理していきたい。

在留資格「特定技能」は、深刻な人手不足への対応策として創設されるという経緯から、労働力の確保が難しいとみなされる分野に従事する場合のみ取得できる。こうした特定技能の対象分野は、入管法上では「特定作業分野」と呼ばれ、「人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野」と定義されている。特定作業分野の選定根拠となる客観的あるいは具体的な指標は明らかにされていないが、検討当初から農業、建設、造船・舶用工業、介護、宿泊の5分野は対象候補となっていた。次いで、漁業、飲食料品製造業、素形材産業、産業機械製造業、電子・電気機器関連産業、自動車整備業、航空業、外食業、ビルクリーニングの9分野が追加され、18年11月時点では計14分野が特定産業分野の候補になっている。特定作業分野の具体的な指定は、入管法ではなく、別途作成される法務省令が行うことになっており、対象分野の追加に関して、法改正は不要となる見込みである。

次に在留資格の内容をみると、特定技能には「特定技能1号」と「特定技能2号」の2つの区分があり、求める技能水準に応じて在留期間の上限、家族(配偶者および子)の帯同条件等が異なっている(第1表)。

1段階目にあたる「特定技能1号」は、「相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務」に従事する外国人を対象とする在留資格である。取得にあたっては、

第1表 特定技能の概要

	求める 技能水準	在留期間 上限	家族(配偶者・ 子)の帯同	対象分野
特定技能 1号	相当程度の知識または経験を要する技能	通算5年	基本不可	14分野 ^(注) で検討中
特定技能 2号	熟練した技能	制限なし (更新可能)	可	未定

資料 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」より筆者作成

(注) 農業、漁業、建設、造船・船用工業、飲食品製造業、素形材産業、産業機械製造業、電子・電気機器関連産業、自動車整備業、航空業、ビルクリーニング、介護、宿泊、外食業の計14分野が対象分野として検討中(18年11月11日時点)。

相当程度の知識または経験に該当する技能水準と、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準（業務上必要な水準は分野ごとに考慮）を有していることが条件となり、各業種の所管省庁が定めた試験に合格することが必要になる。

なお、技能実習制度において、2号以上を修了した者（3年以上の実習生）は、特定技能1号の要件となる技能水準および日本語能力水準を既に有しているとみなされ、これらの試験は免除となる。

特定技能1号での在留期間の上限は通算5年であり、出入国に関する制限がないことから、繁忙期など短期の雇用も可能である。また、在留期間中の雇用先の変更や分野内での転職が認められており、通算5年の範囲内であれば、自由度は高い。

2段階目にあたる「特定技能2号」は、1号よりも高度な技能が必要とされる「熟練した技能を要する業務」に従事する外国人向けの在留資格である。

特定技能2号の場合は、在留期間の更新回数に制限が設けられないため、実質的に在留期間の上限がなく、長期就労が可能で

ある。そのうえ、技能実習や特定技能1号と違い、特定技能2号の在留期間は、永住権取得に必要な就労期間とみなされるため、2号での就労を経て、永住権を取得することが認められている。

また、特定技能2号の場合には、配偶者および子どもにも

別途在留資格が与えられる仕組みが用意されており、家族帯同が可能になっている^(注10)。

特定技能1号から2号への移行は、別途定められた一定の試験への合格等により可能とされている。原則として、特定技能1号の取得後に、特定技能2号を取得できることになっており、まずは特定技能1号の取得が必須となる。なお、1号から2号への移行は、特定産業分野からさらに一部の分野に限られるとされている。既に在留資格がある介護分野や、「ニーズがなかった」という理由により農業では2号を想定しないことが明らかにされており、現在4～5分野が検討中である^(注11)。

(注10) 高度専門職の配偶者と同様、「特定活動」または「家族滞在」が在留資格となる見込み。配偶者や子どもが仕事をしようとする場合は、各在留資格の条件を満たす必要がある。

(注11) この点については、18年11月5日参議院予算委員会における吉川貴盛での答弁等を参照した。

(2) 技能実習制度との接続性

以上の内容を踏まえると、特定技能に関しては1号の取得が中心となると予想できる。さらに特定技能1号の取得に関しては、

技能実習2号の修了が大きな意味を持つと考えられる。

そこで、技能実習と特定技能の関係性を第1図と第2図にまとめてみた。

第1図をみると、特定作業分野の候補である14分野のうち12分野において、技能実習2号以上の修了者を制度上見込むことができる。

このうち、これまで多くの実習生を受け

入れてきた分野では、各業種の所管省庁が定める試験を通じたパターン（第2図のパターン②）に先行して、技能実習2号あるいは3号を修了した者を再雇用するパターン（第2図のパターン①）が一般的になると予想される。この際、実習の修了時期は問^(注12)われない。

これら分野と比べると、技能実習2号への移行が認められた時期が16年から17年に

第1図 特定技能の対象分野と技能実習2号移行対象職種・作業の関係

検討中の特定技能の対象分野	技能実習2号 移行対象職種・作業 ^(注1)	
農業	農業関係	※2職種(耕種農業、畜産農業)6作業
漁業	漁業関係	※2職種(漁船漁業、養殖業)9作業
建設	建設関係	※22職種、33作業
介護	「介護」	※17年11月に職種名「介護」作業名「介護」が新たに追加
宿泊	なし	※現時点(18年10月末)は移行対象職種ではない
造船・船用工業	「溶接」「塗装」「鉄工」	※造船関係が特別設定されていないが、「溶接」「塗装」「鉄工」を職種として実習を実施 ^(注2)
素形材産業	「鋳造」「鍛造」など	
産業機械製造業	機械・金属関係	
電子・電気機器関連産業	機械・金属関係	※「電子機器組立て」「電気機器組立て」(5作業)など
自動車整備業	「自動車整備」	※16年4月に職種名「自動車整備」作業名「自動車整備作業」が新たに追加
飲食品製造業	食品製造関係	※9職種、14作業
航空業	「空港グランドハンドリング」	※17年11月に主務大臣が告示で定める職種・作業 ^(注3) として「航空機地上支援作業」を新たに追加
外食業	なし	※現時点(18年10月末)は移行対象職種ではない
ビルクリーニング	「ビルクリーニング」	※16年4月に職種名「ビルクリーニング」作業名「ビルクリーニング作業」が新たに追加

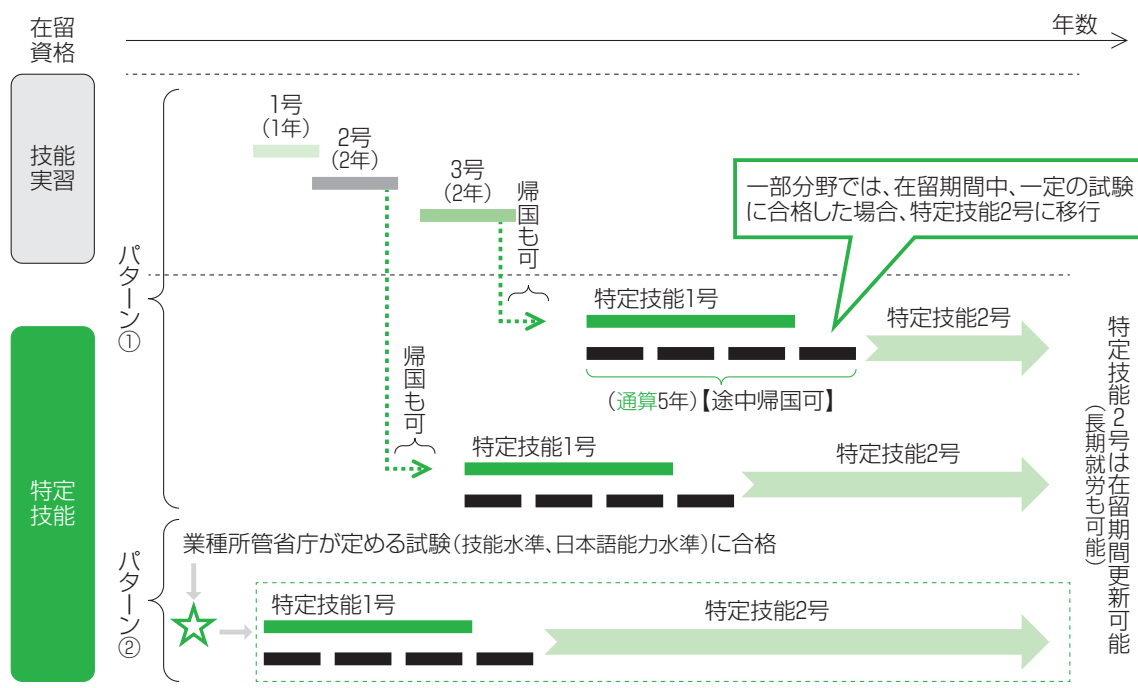
資料 外国人技能実習機構「技能実習2号移行対象職種(平成29年12月6日時点)」等

(注) 1 技能実習2号移行対象職種・作業に該当する職種・作業のみ2年目以降の実習実施が可能。

2 国土交通省「外国人造船就労者の現況等について」(18年2月)によれば、造船業では溶接、塗装等の職種・作業で6千人の技能実習生を受け入れている。

3 「空港グランドハンドリング」は、国土交通省の省令に基づき、追加された。

第2図 想定される「技能実習」と「特定技能」の関係性



資料 第1表に同じ

かけてと比較的最近の分野（介護、自動車整備業、一部の航空業、ビルクリーニング）や、技能実習制度での2号への移行がまったく認められていない分野（宿泊、外食業）では、人手不足の規模に対して、技能実習2号以上の修了者数が相当限られている。そのため、当面はパターン②を重視せざるを得ず、国内外での試験の実施方法や内容に注目が集まると予想される。

こうしたなかで、農業分野は、これまでの技能実習生の受入実績が多いことに加え、農業支援外国人受入事業の実施にともない技能に関する試験が準備済みである点で他分野を先行している。よって、パターン①、パターン②の両方を通じて雇用が進む可能性も見込まれる。

（注12）技能実習制度では、技能実習修了後、母国

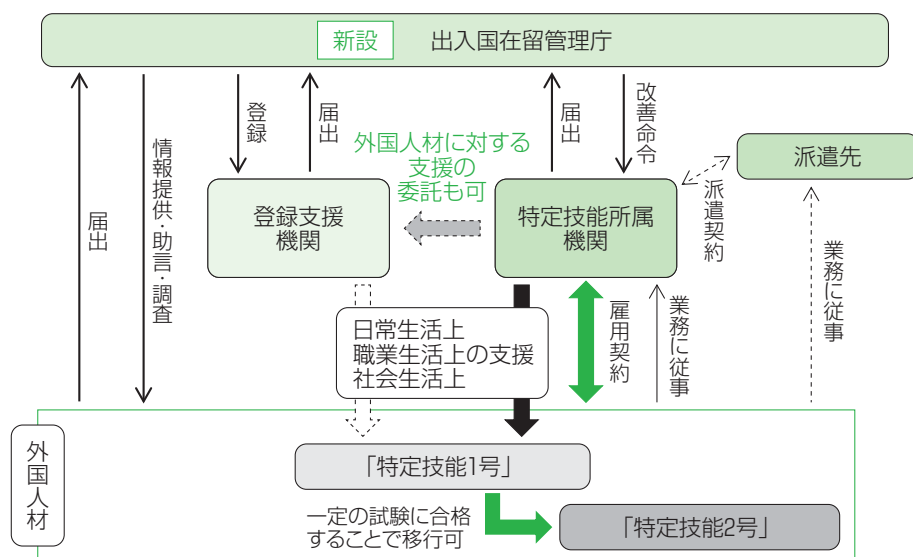
に帰国し、技能移転を行うことが原則となる。そのため、技能実習修了者の雇用を認める農業支援外国人受入事業では、帰国後1年以上経過した者のみ雇用を認めている。一方、特定技能では、技能実習から特定技能1号への移行時の一時帰国を必須としておらず、特定技能1号から2号への移行時に何らかの形での技能移転を行う仕組みを用意するとの整理になっている。

（3）特定技能外国人の受入れスキーム

次に特定技能を在留資格とする外国人の雇用の仕組みをみていきたい（第3図）。

基本的なスキームでは、個人、法人を問わず本邦の公私機関（第3図の「特定技能所属機関」）が、特定技能1号あるいは2号の外国人を直接雇用する仕組みが想定されている。また、本スキームでは、技能に基づく雇用契約は「特定技能雇用契約」、雇用される外国人は「特定技能外国人」と呼ぶことになっている。政府基本方針の骨子案^{（注13）}

第3図 受入れスキームのイメージ



資料 第1表に同じ

(注) 出入国在留管理庁は、登録支援機関および受入れ機関に対し「調査」および「指導・助言」を行うことになっているが、図中では省略した。

では、分野の特性に応じて派遣形態も可能としているため、派遣事業者が雇用し、特定技能所属機関以外の指揮命令に基づき、特定技能外国人が作業するケースもあり得る。

ただし、公私の機関が本スキームを通じて特定技能外国人を雇用しようとする場合は、以下3つの条件を満たす必要がある。

1つ目は、雇用締結の日前5年以内に出入国または労働関係の法令に関する不正や不当な行為をしていないことである。そのため、技能実習生の受入れに関する違反等が発覚して5年が経過していない経営体は、特定技能外国人の雇用ができないことになっている。

2つ目は、特定技能雇用契約に基づく報酬や、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用など待遇について、外国人であることを理由に差別的な扱いをしないことである。

なかでも、報酬額については、日本人と同等以上が原則になっており、雇用契約を適切に履行することが求められる。

3つ目は、法務省令で定めた基準に適合する「一号特定技能外国人支援計画」（以下「支援計画」という）の作成である。特定技能の受入れスキームでは、所属機関が特定技能1号の外国人に対して日常生活上、職業生活上あるいは社会生活上の支援を行うことが必須とされている。そこで、具体的な支援内容を支援計画にまとめ、作成した支援計画を適正に行える能力・体制を有することが必須要件になっている。

18年10月の法務省の資料によれば、支援計画内で定める一号特定技能外国人支援として想定する内容には、住宅の確保や生活オリエンテーションの実施、日本語資格の取得の支援、各種行政手続きについての情報提供に加え、相談・苦情対応や非自発的

離職時の転職支援をも含んでいる。他産業の大規模企業であれば対応が可能かもしれないが、農業分野のほとんどの経営体では、単独での対応が難しいと予想される。

そこで、これらの一号特定技能外国人支援については、特定技能所属機関が、出入国在留管理庁長官から登録を受けた「登録支援機関」に対して、全部あるいは一部を委託することが認められている。どのような組織が登録支援機関となるのかは現時点では不明であるが、支援体制を備えた業界団体や民間法人、社労士等に加えて、一部の監理団体の登録が進むと予想される。

上記3点のなかでは、3つ目の支援計画の作成と実施が最も難しいとみられる。今後明らかになる、生活支援に求められる水準を確認したうえで、特定技能所属機関単独での対応が可能かどうか勘案し、外部に委託せざるを得ない場合は、適正な委託先をみつけることが課題になる。特に制度開始当初は、委託先の候補となる登録支援機関数そのものが少なく、委託料の適正な水準も不透明でわかりにくいことが予想されることから、さらに慎重な対応が必要であろう。

18年入管法等改正案では、こうした受入れのスキームに併せて、「出入国在留管理庁」（以下「管理庁」という）を法務省の外局として設置することも想定している。管理庁は、支援業務を行う者が登録支援機関としての基準を満たしているか確認する作業や受入状況の全体把握を中心業務としながら、必要に応じて、所属機関や登録支援機関に

対する指導や助言、さらには所属機関に対する改善命令を行う権限を有しており、受入れの適正な実施の確保に向けて、中心的な役割を果たすことが予定されている。

（注13）法務省入国管理局「新たな外国人材の受入れに関する在留資格『特定技能』の創設について」（18年10月12日、第2回タスクフォース資料）による。

（4）状況の変化に応じた対応

外国人の受入れに関しては、日本人労働者の雇用機会が奪われることや賃金・労働条件の低下など労働市場への影響を懸念する声が多い。さらに外国人労働力が無制限に流入することを心配する意見もある。

海外の事例では、こうした懸念を払拭するため、受入れ上限の設定や「労働市場テスト」（一定期間求人を出して、国内労働者による充足が不可能と確認された場合に限り、外国人の就労を認める仕組み）を実施し、国内労働市場の雇用の優先をはかることが多い。今回の特定技能の場合は、日本人の雇用が困難な分野のみが対象分野であるため、労働市場テストを実施せず、受入れ上限の明確な設定も行わない予定になっている。

それに代わる措置として、入管法では、当該分野について「必要とされる人材が確保されたと認めるとき」は、一時的に在留資格認定証明書の交付を停止できる仕組みを有している。「確保された」とみなすための判断基準は、分野別の運用方針に基づくため、現時点では明らかになっておらず、かつその実効性は不明であるが、入国に関する量的なコントロール機能を最低限有し

ているといえる。

(5) 法案成立以後のプロセス等

18年入管法等改正案成立後のプロセスをまとめると、入管法の改正により在留資格「特定技能」が創設されると、まずは受入れに関して業種横断的な方針を定めた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」が閣議決定されることになる。次に、各分野の特性を考慮した分野別運用方針が定められることになり、ここで特定技能の取得にあたり求められる人材の基準や在留資格認定証明書の交付を停止する条件等、詳細を定めることになっている。その後、これら運用方針を定めた分野を特定技能の対象分野とすることを確定する法務省令が定められた、本仕組みでの雇用が可能となる予定である。

4 農業分野における特定技能の意義と限界

(1) 農業分野の各制度・事業の概要

第2表は、農業分野を想定して、技能実習制度、請負方式、農業支援外国人受入事業（以下「受入事業」という）、特定技能1号^(注14)の概要を整理したものである。

これらは外国人の受入れに関する仕組みという点では共通しているが、目的も異なり、かつ特定技能と受入事業は、外国人を労働者と位置付けて雇用する点で、技能実習制度と大きく異なっている。ただし受入事業は、労働者派遣事業のスキームを用い

た仕組みである一方で、特定技能は、直接雇用も派遣形態での雇用も可能とされており、従来の制度より汎用性が高い。

そこで、ここからは、農業分野での外国人就労を認める特定技能に関して、制度面での意義と限界を評価していきたい。評価にあたっては、これまで農業労働力支援協議会（以下「協議会」という）や自治体から出ていた要望を評価軸に設定し、特定技能が農業分野の労働力ニーズにどの程度対応可能なのかみていきたい。また、そこから派生して、特定技能における留意点を指摘し、農業分野の労働力不足対策としての意義と限界を論じてみたい。

(注14) 技能実習制度、受入事業、請負方式の概要や設置経緯については、石田（2018）を参照されたい。受入事業は、外国人の農業就労者を認める事業であり、今回の特定技能と類似する点も多い。今回の創設を、受入事業の「全国展開」とみなすことも可能であろう。

(2) 制度面からみた特定技能の意義と限界

これまで出されてきた協議会や各自治体の要望は、技能実習制度の各種要件が制約になり、自らが必要とする農業労働力のニーズが満たされないことを背景としていた。その代表的な内容としては、①短期的な雇用の容認（一時帰国後の再雇用の容認）、②複数の経営体での作業従事の容認、③作業できる作業品目や内容に関する制約の撤廃等の3つがあげられる。

特定技能1号の場合、在留期間の上限が「通算」5年とされていることから、短期的な雇用が可能である。また、一定の範囲で

第2表 技能実習制度(請負方式含む)、農業支援外国人受入事業、特定技能の比較

	外国人技能実習制度 (在留資格「技能実習」)	農作業請負方式 技能実習	農業支援外国人 受入事業 (在留資格「特定活動」)	在留資格 「特定技能1号」
事業・制度の目的	・技術・技能移転を通じた、国際貢献	・包括的な農業の技能等の修得。年間を通じたより効果的な技能実習の実施	・農業の成長産業化に必要な労働力の確保等による競争力強化	・深刻な人手不足への対応 (経済・社会基盤の持続)
雇用主	実習実施者 (農業経営体等)	実習実施者 (農協等)	特定機関 (要件を満たす派遣業者)	特定技能所属機関 (農業経営体等、派遣業者)
ほ場等で指揮命令を行う者	実習実施者 (農業経営体等)	実習実施者 (農協等)	派遣先農業経営体等	特定技能所属機関 (派遣先)
雇用形態	直接雇用		派遣形態	直接雇用、派遣形態
条件等	日本人と同等額以上		日本人と同等額以上	日本人と同等額以上
最長在留期間	最長5年 ^(注1) 、出入国制限あり ^(注2)		通算3年(出入国制限なし)	通算5年(出入国制限なし)
雇用人数に関する上限	実習機関の常勤職員数に応じて、上限を設定		上限設定なし	上限設定なし
生産する品目等に関する制限	2年目以降の実習は2職種6作業に限定 耕種農業【施設園芸、畑作・野菜、果樹】 畜産農業【養豚、養鶏、酪農】		特になし	耕種農業、畜産農業
認められる作業内容	農作業、製造・加工作業、出荷作業等 (職種・作業ごとに定められた作業範囲内) ^(注3)		「農業支援活動」 (農作業【出荷作業含む】、 製造・加工、販売・陳列)	未定
労働基準法との関係	労働基準法に「準拠」 ^(注4)		一部内容について、 適用除外	一部内容について、 適用除外
活動内容にかかる要件	全作業時間の過半を農作業を中心とする 「必須業務」とする		派遣契約締結上での 主な作業が農作業	未定

資料 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」、法務省入国管理局資料等より、石田(2017)の第3表に
加筆修正

- (注) 1 4年目以降の実習は、優良な監理団体、実習実施者に限られる。
2 事前の「再入国許可」申請に基づく、一時帰国は可能。また、第2号技能実習の修了後から第3号技能実習の開始までには、1か月以上の一時帰国を必須とする。
3 技能実習制度では、対象職種・作業ごとに必須作業、関連作業および周辺作業の区分がある。そのうち、「必須作業」は技能実習生が技能、技術または知識を取得、習熟または熟達等するために必ず行わなければならない業務とされ、農業関連では主に農作業が該当する。
4 農林水産省農村振興局地域振興課「農業分野における技能実習移行に伴う留意事項について」(00年3月)参考。

の転職が認められているため、在留期間中の雇用先の変更も可能になっている。ただし、雇用先の変更には、雇用契約の再締結や入管庁への報告など様々な事務作業が生じることから、雇用先を変更せずに複数の経営体での作業従事が認められる仕組みが好まれると推測される。また、稼ぐことを目的とする外国人にとってみれば、短期での就労を希望するとは限らず、一度の来日で多くの金額を稼ぐことを希望し、周年での就業を好む可能性も高いと考えられる。

よって、各地域や産地では、雇用する外国人の確保のためにも、複数の経営体の作業を組み合わせて周年での就業機会を創出する対応が必須になると予想される。

こうした複数の経営体での作業については、受入事業では派遣、請負方式では請負というスキームを利用して、対応が可能である。また、受入事業の規定をみると、一定の要件を満たした派遣事業者は、農家等から農作業を受託し、外国人をその農作業に従事させることが認められており、派遣、

請負を組み合わせることも制度上可能である。

その際に課題となるのは、誰が外国人の雇用者あるいは派遣事業者となるのかである。地域の状況を把握し、広域的な対応が可能な主体を設定することが望ましい。

特定技能において外国人労働者が従事できる農業関連の作業内容は、現段階では不明であるが、受入事業の内容を参考にすると考えられる。そこで受入事業の概要をみると、外国人労働者の従事内容については、耕種農業、畜産農業であれば品目等の制約はなく、作業内容についても、農作業、製造・加工作業に加えて、農畜産物・加工品等の運搬・陳列・販売作業まで含めて従事可能とされている。

以上の内容を総括すると、特定技能は、農業での労働力ニーズに対して、幅広い対応が可能な仕組みになるとみることができ

(注15) 内閣府・法務省・厚生労働省・農林水産省
「国家戦略特別区域法第16条の5に規定する『国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業』に係る解釈」

(3) 特定技能における留意点

ただし、特定技能に関しては、以下の点での留意が必要である。

1つ目は、技能を有する外国人を雇用するまでのプロセスに関して、具体的なイメージが希薄な点である。これまでに技能実習生を受け入れた先であれば、直接あるいは監理団体を通じて実習修了者に連絡し、再雇用を行うケースもあり得る。しかし、

受入実績がない場合は仲介業者等の紹介に頼らざるを得ないと考えられる。そのため、これまでの技能実習生の受入実績の多寡が、特定技能外国人の雇用のしやすさに影響する可能性が高く、特定技能を通じた労働力確保に地域差が生じることが予想される。もちろん受入実績が多いエリアや農家でも、外国人に選ばれる職場になる労働環境や労働条件の整備が必須である。しかし、それ以外のエリアでは、雇用する外国人をみつけることや試験対策を考えなくてはならない。

2つ目の留意点は、特定技能は低賃金での外国人の雇用を可能とする制度ではないということである。むしろ、在留期間中の転職も認められているなかで、稼ぐことを目的とする外国人は、技能実習生以上に報酬額に意識的となろう。ここで注意しておきたいのは、労働基準法が定める労働時間、休憩、休日および割増賃金の規定に関して、農業就業者は適用除外とされている点である(注16)。国籍を問わず、すべての農業就業者が適用となることである。しかし、一方で、技能実習生については、農業分野であつても労働基準法に「準拠」すべきとの通知に(注17)基づき、各規定が適用されている。よって、技能実習生と特定技能外国人が同内容の従事をした場合に、労働基準法上の扱いが異なり、特定技能外国人の報酬額が技能実習より低くなる可能性すらある。そのため技能実習生と特定技能外国人を併せて雇用する場合は、就業上で不平等感が生じないようにする労務管理上の工夫を行うことも重

要になる。

3つ目の留意点は、特定技能所属機関に関する要件や特定技能外国人の従事内容に関する要件の内容次第では、特定技能の創設後も農協等が直面する選果場等での人手不足が解決されない可能性が残ることである。なぜなら、請負方式では、農協等による技能実習生の雇用が認められている一方で、特定技能が参考とする受入事業では、外国人の作業に関して「農作業が主」となることを必須の要件に設定していることから、農作業が生じない選果場等への派遣は認められていない。よって、特定技能において、従事可能な「農業」の範囲がどのように設定されるか、内容を注視する必要がある。

(注16) 農業支援外国人受入事業では、外国人農業就業者も労働基準法の適用除外となる。ただし、「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針」において「適切に配慮すること」を必須としている点に注意が必要である。

(注17) 農林水産省農村振興局地域振興課「農業分野における技能実習移行に伴う留意事項について」(00年3月)による。

(4) 労働力不足対策としての意義と限界

特定技能を通じた外国人労働者の雇用拡大を労働力不足対策としてみなせるかどうかは、外国人労働者に依存した農業生産構造の持続性を確保できるにかかっている。特定技能1号には通算5年という在留期間の上限があるため、一定の周期で絶えず新たな外国人を雇用し続けなければならないが、産業間の競争や国際的な人材獲得競争

の影響を考慮すると、日本の農業への就労を希望する外国人の数が大きく拡大することは考えにくい。また、そもそも外国人の日本国内での就労は、外国人の出身国と日本との賃金格差を根拠としている。近年、技能実習生の出身国が、中国からベトナムにシフトしてきたのは、中国国内の経済が発展し、日本での就労の魅力が低下したためである。

(注18) 第一生命経済研究所の試算によれば、ベトナムやネパールでも経済発展が進み、今後10年以内に日本への「出稼ぎ魅力度指数」(日本の最低賃金/各国の最低賃金)は現状の半分になる見込みである。外国人労働力に依存できる期間には限界があることを見据え、省力化技術の導入等を戦略的にはかっていくことが必要であろう。

また、外国人による労働力の補完に併せて、日本人の担い手の確保・育成を行うことが必要である。例えば漁業分野では、技能実習生に依存しすぎた結果、海技士候補となる日本人の育成が手薄となり、結果的に漁船の運航ができないという状況も生まれている。農業がこのような状況に陥らないように、ほ場長や作業リーダーなどの育成を計画的に行う必要があろう。

(注18) 星野卓也「外国人労働者の積極受入へ舵～2018年骨太方針のポイント(外国人労働者編)～」(第一生命経済研究所 経済調査部)

おわりに

これまで、創設が予定されている特定技能の概要と農業分野において想定される意

義と限界を整理してきた。特定技能のスキームでは、外国人を労働者として位置付けたうえで、各種制約が少ない仕組みになる見込みであり、労働力のニーズに対応しやすい内容だと考えられる。ただし、要件次第では、農協等の選果場での労働力不足は依然残る可能性もある。加えて、外国人労働力の雇用が継続できる保証はなく、一時的な労働調整策となる可能性も高い。これらの事情も踏まえながら、中長期的な戦略を検討することが必要となる。

また、外国人を受け入れる場合は、外国人を労働者としてみなすだけでなく、日本で暮らす生活者としてみなす観点が必要である。しかし、この点に関する社会保障制度や生活支援の在り方など、重要な内容については、いまだ議論が深まっていないのが現状である。

この点にも関連して、特定技能に関しては、実質的な「移民政策」に該当するのではないかという指摘が頻出している。10月の衆院予算委員会以降、たびたび指摘されているように、「移民」および「移民政策」に関する国際的かつ法的な定義はない。国連では、国籍国または主たる居住国から1年以上離れている者を「移民」とする見解もあるが、この定義に沿えば技能実習などの既存の仕組みも「移民政策」に該当することになる。一方、自民党では16年中に「入国の時点でいわゆる永住権を有する者」を「移民」とみなし、就労目的の在留資格による受入れは「移民」にはあたらないという整理を行っている。また、18年3月には、

「国民の人口に比して、一定程度の規模の外国人を家族ごと期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこうとする政策」を「移民政策」とする新たな定義を明らかにしており、6月27日の党首討論や10月以降の衆議院や参議院での質疑でも繰り返し説明されている。確かにこれら定義に沿えば、特定技能の創設は「移民政策」に該当しない。しかし、この定義が非常に特殊なこともあり、今後も論点として残ると考えられる。

このとき、問題となるのは、移民政策ではないことが、逆に国が生活支援や「社会統合政策」を行わない理由となることである。今回の受入れスキームでは、雇用主あるいは雇用主から委託された登録支援機関が主体となって生活支援等を行うことになっているが、国の役割が小さい点を指摘する意見もある。

また、失踪対策をはじめとする技能実習制度が直面する課題や、特定技能2号の家族に対する日本語教育の在り方など、外国人の受入れにともなって検討すべき事項はまだ多い。今後、丁寧かつ慎重な議論が行われることを望みたい。

(注19)「衆議院議員奥野総一郎君提出外国人労働者と移民に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質一九六第一〇四号)による。

(18年11月11日脱稿)

<参考文献>

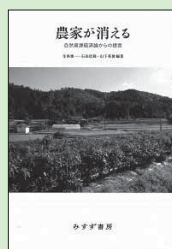
- ・石田一喜(2017)「国家戦略特別区域における農業支援外国人受入事業の概要」『農林金融』11月号
- ・石田一喜(2018)「外国人労働をめぐる農業生産構

造の現実』『AFCフォーラム』6月号

- ・堀口健治編（2017）『日本の労働市場開放の現況と課題——農業における外国人技能実習生の重み——』筑波書房

（いしだ かずき）

書籍案内



農家が消える 自然資源経済論からの提言

寺西俊一・石田信隆・山下英俊 編著

2018年10月16日発行 四六判320頁 定価3,500円（税別）（株）みすず書房

人びとの生存を支え、国土を保全してきたなりわい＝農業の危機が止まらない。1960年と2015年と比較すると、総農家戸数は606万戸から216万戸に、農業就業者数は1,196万人から201万人に、農作物作付延べ面積はほぼ半減した。

アメリカのTPP離脱後も、日本政府はNAFTA-TPP型経済連携をめざして大規模農業化を推進するが、農山村では里山の荒廃と集落の衰退がつづく。防衛関係費予算は5兆1,200億円余、じつに農林水産関係費の2.2倍強。食料自給率は先進諸国のなかで群を抜いて低い。

本書は、持続可能な農業と農山村のあり方について、一橋大学大学院経済学研究科を拠点にした「自然資源経済論」グループの10年間の成果にもとづく提言である。

グローバリズムと成長産業化一辺倒の農業政策を見直す。農業の担い手不足を乗り越える構想と政策。自治力を高め、地域の価値と「かけがえのないもの」を守る制度づくり。農山村地域からのエネルギー転換。公正で「全体最適」な貿易原則。

明治以後の近代化・都市化の限界が明らかになった現在、社会のあり方を根底から見直す時である。

自然共生型農業の実現のさきに、アジアと連携し、ともに発展する環境共同体を構想する。

目 次

まえがき

序章 いま、なぜ自然資源経済論か

I 歴史的な岐路に立つ農業・農山村

第一章 農業・農山村危機の実像とその背景

第二章 これからの農業・農山村政策

第三章 人間と自然資源のかかわりを再構築するために

II 世界のなかの自然資源経済

第四章 条件不利な農業・農山村を支える仕組み——EUとオーストリア

第五章 景観・文化の保全——かけがえのない価値を守る仕組み

第六章 農山村地域からのエネルギー転換

第七章 貿易と経済連携への新視角——東アジア地域との共生へ

終章 自然資源経済の担い手をどう支えていくか

あとがき

自然資源経済論特別講義 開講プログラム I・II・III

購入申込先……………（株）みすず書房

TEL 03-3814-0131（営業）

大学生の農業・農村観

昨年から「農業経済論」という科目を担当している。農学系の学部ではなく、経済学部なので、農業を扱う唯一の科目である。4月の初回の授業で尋ねたところ、出席者の半数近くが親戚、知り合い、近所に農家がいると答えた。農家出身者は1～2人しかいなかった。また、半数弱は田植えの経験があると答えたが、その多くは小学校のカリキュラムとして体験しているようである。そのほかの農業体験は芋掘り程度であった。

このように、農業が身近でない受講生に、少しでも何かしら考えつつ授業を聞いてもらえれば、と思い、その日の話題に関する質問を前の週に投げかけ、その回答を当日提出してもらおう、ということをやっている。その中から3つの問いとその答えを紹介する。

●食料自給率

「日本の食料自給率(カロリーベース)は現在38%です。政府はこの値を45%にすることを目標にしています。自給率についてどう思いますか。」

食料自給率は、28人中26人が上がったほうがよいと答えた。質問文は異なるが、内閣府による2014年1月の調査(食料の供給に関する特別世論調査)では、カロリーベースの自給率は「低い」「どちらかというと低い」が69%であり、学生のほうが自給率を上げるべきと答えた人の割合がかなり高い。自給率は上がらなくてもよいという回答(2人)の理由は、農業生産に必要な資源を考慮すると国内生産を増やすべきとは思わない、自給率向上が実現可能と思えない、というものであった。

●限界集落

「人口の減少が進み、集落機能が脆弱化している集落を抱える市町村が増えてきています。こうした、いわゆる限界集落の人たちの生活をできる限り支援すべきだという議論と、これ以上税金を投入すべきではないという議論があります。このことについて、あなたはどちらの考えに近いですか。」

この質問に対しては、34人中11人(32%)が「これ以上税金を投入すべきではな

い」と答えた。その理由は、ほかの使途を優先すべき、都市部の整備に回すべき、人口減少の問題は解決できない、人口1人あたりの支出が多く非効率、というものであった。

内閣府の「農山漁村に関する世論調査」(2014年6月)では、今後の中山間地域に関する施策は、「経済性・効率性の向上に努めつつ、国土・環境保全などの機能も重視すべきである」と答えた人が63%、「経済性・効率性の観点よりも、国土・環境保全などの機能を重視すべきである」という人が21%、それに対して「国土・環境保全などの機能よりも、経済性・効率性の観点を重視すべきである」との答えは8%であった。

学生への質問文には中山間地域が果たしている国土保全などの役割に触れていないこと、農業の多面的機能について詳しく説明する前に行ったこと、対象を限界集落に限定していること、などから学生の結果は世論調査に比べ、効率性の観点から限界集落への税金投入に否定的な回答の割合が高かったのではなかろうか。

●田園回帰

「あなたは、農山漁村地域に移住してみたいと思いますか(農山漁村出身の人は、卒業後出身地に戻りたいと思いますか)。』

この質問には、総務省『「田園回帰」に関する調査研究報告書』に掲載されている、都市住民への調査(2017年1月に実施)と同じ選択肢を提示した。教室での回答①と、同調査の、農山漁村での生活経験のない20代男性②および20代女性③の回答を比較する。

「いずれは(ゆくゆくは)移住したいと思う」 ① 4% ② 4.3% ③ 3.1%

「条件が合えば移住してみてもよいと思う」 ①48% ②28.0% ③18.3%

「あまり積極的に移住してみたいとは思わない」 ①32% ②26.5% ③41.1%

「移住したいとはまったく思わない」 ①16% ②40.8% ③37.1%

教室での回答者は25人である。半数近くの学生が「条件が合えば移住してみてもよいと思う」と答えたのは意外であった。これは総務省の結果よりかなり高い。なお、「いずれは移住したいと思う」と回答した1人は、農村出身者である。

(法政大学 教授 西澤栄一郎・にしざわ えいいちろう)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(53)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(53)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(53)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(54)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(54)
6. 農業協同組合 主要勘定	(54)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(56)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(56)
9. 金融機関別預貯金残高	(57)
10. 金融機関別貸出金残高	(58)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (6362) 7755

F A X 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。

「0」 単位未満の数字	「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳	「△」 負数または減少
「*」 訂正数字	「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2013. 9	48,495,114	4,307,322	27,300,066	6,146,625	49,899,693	16,477,210	7,578,974	80,102,502
2014. 9	51,165,453	3,811,636	32,734,966	8,355,119	54,344,875	18,183,325	6,828,736	87,712,055
2015. 9	54,546,294	3,374,433	38,120,619	12,135,603	60,065,330	18,006,676	5,833,737	96,041,346
2016. 9	61,372,988	2,778,263	35,054,450	25,762,771	54,657,306	11,815,424	6,970,200	99,205,701
2017. 9	65,021,190	2,098,959	42,883,057	26,255,268	62,528,538	10,559,380	10,660,020	110,003,206
2018. 4	66,247,562	1,730,631	34,479,290	28,657,554	52,081,661	10,547,378	11,170,890	102,457,483
5	66,006,531	1,687,489	34,499,724	26,573,588	51,871,264	10,640,995	13,107,897	102,193,744
6	67,168,178	1,644,713	34,949,120	28,020,854	51,802,226	11,067,971	12,870,960	103,762,011
7	66,847,776	1,601,665	34,256,456	27,405,290	51,471,582	11,399,305	12,429,720	102,705,897
8	66,557,692	1,558,640	33,486,370	24,174,612	51,554,384	11,915,002	13,958,704	101,602,702
9	66,780,674	1,515,522	36,201,096	25,841,894	53,959,073	12,571,108	12,125,217	104,497,292

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2018年9月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	55,633,893	-	2,823,317	429	3,808	-	58,461,447
水 産 団 体	1,861,908	-	122,617	1	56	-	1,984,582
森 林 団 体	1,815	-	5,592	8	200	-	7,616
そ の 他 会 員	2,069	-	13,163	8	-	-	15,239
会 員 計	57,499,684	-	2,964,690	447	4,064	-	60,468,885
会 員 以 外 の 者 計	446,104	27,546	383,515	93,684	5,328,175	32,765	6,311,789
合 計	57,945,788	27,546	3,348,205	94,131	5,332,240	32,765	66,780,674

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。
2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 293,448百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2018年9月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 統 団 体 等					
農 業 団 体	1,528,474	105,809	33,070	-	1,667,354
開 拓 団 体	8	8	-	-	16
水 産 団 体	34,624	3,098	6,838	10	44,570
森 林 団 体	2,309	2,542	2,208	-	7,060
そ の 他 会 員	603	634	20	-	1,257
会 員 小 計	1,566,018	112,092	42,137	10	1,720,257
その他系統団体等小計	96,950	10,309	44,064	-	151,323
計	1,662,968	122,401	86,201	10	1,871,580
関 連 産 業	3,439,409	41,982	860,331	1,437	4,343,159
そ の 他	6,237,838	2,364	116,167	-	6,356,369
合 計	11,340,215	166,747	1,062,699	1,447	12,571,108

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2018. 4	9,075,829	57,171,733	66,247,562	-	1,730,631
5	8,829,373	57,177,158	66,006,531	-	1,687,489
6	9,412,590	57,755,588	67,168,178	9,900	1,644,713
7	9,042,454	57,805,322	66,847,776	-	1,601,665
8	8,744,025	57,813,667	66,557,692	-	1,558,640
9	8,805,619	57,975,055	66,780,674	9,900	1,515,522
2017. 9	8,487,247	56,533,943	65,021,190	10,000	2,098,959

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2018. 4	86,594	28,570,959	52,081,661	11,358,797	11,505	-	174,170
5	82,703	26,490,884	51,871,264	11,148,687	8,524	-	159,902
6	36,701	27,984,152	51,802,226	11,128,647	6,114	-	160,588
7	88,249	27,317,040	51,471,582	10,962,059	7,614	-	158,807
8	32,124	24,142,487	51,554,384	11,022,024	5,339	-	163,963
9	66,667	25,775,226	53,959,073	10,784,664	2,839	-	166,747
2017. 9	52,102	26,203,165	62,528,538	14,869,846	3,816	-	152,984

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2018. 4	65,450,993	64,232,299	1,228,473	1,805,226	1,970,726
5	65,337,928	64,311,001	1,336,468	1,805,226	1,970,726
6	66,511,007	65,267,163	1,443,106	1,965,483	1,970,408
7	66,590,585	65,408,094	1,494,125	1,965,482	1,975,111
8	66,812,627	65,534,142	1,478,665	1,965,482	1,976,207
9	66,484,352	65,427,656	1,380,143	2,051,882	1,976,207
2017. 9	64,333,091	63,240,260	1,304,253	1,537,232	1,954,038

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸			方	
	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2018. 3	34,526,240	66,779,723	101,305,963	633,070	462,517
4	34,964,758	66,931,276	101,896,034	622,468	469,224
5	34,565,013	67,156,215	101,721,228	637,615	491,092
6	35,169,654	68,123,302	103,292,956	639,399	500,703
7	34,697,629	68,514,296	103,211,925	642,089	512,041
8	35,197,419	68,508,958	103,706,377	624,358	498,980
2017. 8	33,104,055	67,826,052	100,930,107	560,569	398,135

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	2,162,484	3,480,488	28,836,318	102,457,483
-	2,042,881	3,480,488	28,976,355	102,193,744
-	2,970,655	3,480,488	28,488,077	103,762,011
-	2,756,536	3,480,488	28,019,432	102,705,897
-	2,736,813	3,480,488	27,269,069	101,602,702
-	2,345,944	3,480,488	30,364,764	104,497,292
-	2,198,929	3,480,488	37,193,640	110,003,206

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
9,303,685	1,066,673	2,848	10,547,378	950,000	10,209,386	102,457,483
9,362,731	1,116,342	2,018	10,640,995	1,130,000	11,969,374	102,193,744
9,795,709	1,109,334	2,339	11,067,971	1,175,000	11,689,847	103,762,011
10,163,132	1,075,726	1,638	11,399,305	818,000	11,604,107	102,705,897
10,676,154	1,073,473	1,411	11,915,002	2,000,000	11,953,366	101,602,702
11,340,214	1,062,698	1,447	12,571,108	1,075,000	11,047,379	104,497,292
9,363,295	1,040,913	2,186	10,559,380	353,746	10,302,459	110,003,206

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
68,497	44,429,903	44,380,710	25,000	893,649	17,606,207	7,318,689	1,845,441
63,209	44,230,732	44,177,045	30,000	928,353	17,716,178	7,333,876	1,836,612
63,254	45,649,604	45,604,314	40,000	950,380	17,752,246	7,444,336	1,875,584
70,443	45,508,951	45,456,130	25,000	974,318	17,957,973	7,467,616	1,880,202
66,578	45,379,501	45,324,788	25,000	985,542	18,214,335	7,551,971	1,899,972
67,758	44,851,874	44,807,556	40,000	988,049	18,502,061	7,645,551	1,934,962
59,582	43,570,741	43,526,680	30,000	813,650	17,600,080	7,065,852	1,768,465

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金	
401,113	76,644,678	76,408,385	3,920,755	1,571,319	21,749,256	162,092	652
420,104	77,440,515	77,201,007	3,863,094	1,522,396	21,672,687	162,138	648
424,714	77,108,346	76,857,531	3,833,112	1,490,843	21,761,362	162,811	648
424,589	78,675,178	78,427,799	3,820,068	1,457,908	21,794,236	162,793	648
434,626	78,576,275	78,332,375	3,950,664	1,554,947	21,834,885	162,543	648
437,452	78,894,919	78,633,614	4,029,269	1,601,327	21,859,708	163,883	648
448,587	76,066,688	75,841,469	3,909,254	1,609,864	21,770,358	172,223	654

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2018. 6	2,471,549	1,746,693	32,868	55,577	16,603	1,990,427	1,970,195	79,248	465,462
7	2,483,426	1,773,703	32,867	55,572	17,945	1,991,272	1,971,768	80,614	468,409
8	2,452,623	1,749,208	32,867	55,889	17,403	1,960,459	1,941,025	81,642	470,741
9	2,482,544	1,770,450	35,467	55,890	16,409	1,995,189	1,974,301	82,955	468,109
2017. 9	2,433,762	1,735,090	23,970	55,423	16,081	1,923,853	1,903,737	78,552	484,431

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁 業 協 同 組 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方						報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2018. 4	768,244	421,007	80,271	58,052	105,979	5,383	779,605	771,071	400	143,903	6,595	77
5	769,932	423,704	83,678	58,928	106,011	5,864	775,353	766,318	400	146,304	6,446	77
6	774,537	425,724	84,273	59,824	105,389	5,776	757,882	748,746	400	148,733	6,461	76
7	771,571	425,993	84,701	59,946	98,748	6,509	767,263	758,156	400	146,563	6,384	76
2017. 7	784,790	424,736	89,621	64,675	107,009	5,484	782,345	774,021	400	152,861	7,434	80

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2015 . 3	936 ,872	580 ,945	3 ,067 ,377	2 ,432 ,306	632 ,560	1 ,319 ,433	192 ,063	
	2016 . 3	959 ,187	597 ,361	3 ,235 ,087	2 ,482 ,863	642 ,280	1 ,347 ,476	195 ,607	
	2017 . 3	984 ,244	622 ,288	3 ,433 ,657	2 ,543 ,180	657 ,873	1 ,379 ,128	199 ,392	
	2017 . 9	1 ,007 ,674	643 ,331	3 ,458 ,376	2 ,555 ,365	665 ,314	1 ,411 ,279	203 ,126	
		10	1 ,011 ,727	646 ,175	3 ,504 ,783	2 ,545 ,038	662 ,326	1 ,410 ,371	202 ,809
		11	1 ,012 ,066	646 ,679	3 ,550 ,005	2 ,553 ,928	662 ,581	1 ,407 ,147	202 ,405
		12	1 ,023 ,172	654 ,944	3 ,489 ,735	2 ,583 ,346	670 ,574	1 ,421 ,840	204 ,525
	2018 . 1	1 ,017 ,769	650 ,320	3 ,535 ,579	2 ,562 ,605	662 ,674	1 ,410 ,888	203 ,329	
		2	1 ,019 ,417	651 ,133	3 ,544 ,445	2 ,568 ,001	663 ,535	1 ,414 ,939	203 ,618
		3	1 ,013 ,060	648 ,140	3 ,593 ,112	2 ,620 ,107	668 ,302	1 ,409 ,772	203 ,399
		4	1 ,018 ,960	654 ,510	3 ,674 ,060	2 ,617 ,960	673 ,110	1 ,423 ,775	204 ,513
		5	1 ,017 ,212	653 ,379	3 ,705 ,121	2 ,634 ,961	647 ,247	1 ,417 ,632	203 ,338
		6	1 ,032 ,930	665 ,110	3 ,625 ,978	2 ,656 ,147	655 ,141	1 ,434 ,210	205 ,749
		7	1 ,032 ,119	665 ,906	3 ,652 ,310	2 ,629 ,287	648 ,906	1 ,428 ,333	205 ,194
		8	1 ,037 ,064	668 ,126	3 ,638 ,160	2 ,631 ,747	649 ,557	1 ,432 ,528	205 ,939
		9 P	1 ,034 ,615	664 ,844	P 3 ,626 ,358	P 2 ,630 ,776	P 654 ,299	1 ,437 ,739	206 ,812
前年同月比増減率	2015 . 3	2 . 4	4 . 5	4 . 3	3 . 2	2 . 9	3 . 0	2 . 9	
	2016 . 3	2 . 4	2 . 8	5 . 5	2 . 1	1 . 5	2 . 1	1 . 8	
	2017 . 3	2 . 6	4 . 2	6 . 1	2 . 4	2 . 4	2 . 3	1 . 9	
	2017 . 9	3 . 2	4 . 8	5 . 6	3 . 3	2 . 4	2 . 5	1 . 9	
		10	3 . 0	4 . 6	6 . 2	2 . 7	2 . 2	2 . 3	1 . 9
		11	3 . 0	4 . 6	5 . 7	2 . 4	2 . 2	2 . 2	2 . 0
		12	2 . 9	4 . 5	4 . 9	2 . 5	2 . 0	2 . 4	2 . 0
	2018 . 1	2 . 9	4 . 3	5 . 3	2 . 6	1 . 7	2 . 2	1 . 9	
		2	2 . 9	4 . 3	5 . 5	2 . 3	1 . 6	2 . 1	1 . 9
		3	2 . 9	4 . 2	4 . 6	3 . 0	1 . 6	2 . 2	2 . 0
		4	2 . 9	4 . 3	6 . 0	2 . 6	1 . 8	2 . 1	2 . 0
		5	2 . 8	4 . 1	5 . 8	3 . 3	△1 . 8	1 . 9	1 . 7
		6	2 . 8	4 . 0	4 . 9	3 . 6	△1 . 5	2 . 2	1 . 9
		7	2 . 7	3 . 9	5 . 4	3 . 3	△1 . 7	2 . 0	1 . 8
		8	2 . 8	3 . 5	5 . 0	3 . 1	△1 . 8	1 . 9	1 . 8
		9 P	2 . 7	3 . 3	P 4 . 9	P 3 . 0	P △1 . 7	1 . 9	1 . 8

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2015 . 3	209 ,971	52 ,083	1 ,829 ,432	1 ,783 ,053	470 ,511	658 ,016	100 ,052	
	2016 . 3	206 ,362	51 ,472	1 ,853 ,179	1 ,846 ,204	487 ,054	673 ,202	102 ,887	
	2017 . 3	203 ,821	52 ,646	1 ,846 ,555	1 ,918 ,890	502 ,652	691 ,675	106 ,382	
	2017 . 9	204 ,586	52 ,974	1 ,812 ,961	1 ,951 ,416	509 ,453	702 ,433	108 ,374	
	10	203 ,671	54 ,335	1 ,798 ,892	1 ,947 ,571	506 ,569	697 ,827	108 ,158	
	11	203 ,889	54 ,223	1 ,799 ,191	1 ,956 ,674	508 ,744	698 ,233	108 ,541	
	12	203 ,296	54 ,963	1 ,815 ,829	1 ,975 ,481	515 ,375	707 ,074	109 ,653	
	2018 . 1	203 ,076	55 ,011	1 ,809 ,748	1 ,972 ,144	512 ,719	702 ,375	109 ,234	
	2	203 ,466	54 ,853	1 ,799 ,351	1 ,974 ,305	512 ,923	702 ,795	109 ,506	
	3	204 ,568	55 ,875	1 ,816 ,884	1 ,996 ,811	519 ,071	709 ,635	110 ,695	
	4	203 ,982	54 ,732	1 ,891 ,900	1 ,990 ,584	515 ,736	705 ,036	110 ,188	
	5	204 ,892	54 ,973	1 ,879 ,574	2 ,009 ,800	499 ,782	703 ,691	110 ,384	
高	6	205 ,223	55 ,688	1 ,898 ,073	2 ,021 ,311	503 ,165	707 ,374	111 ,095	
	7	205 ,714	55 ,874	1 ,890 ,096	2 ,027 ,515	503 ,133	706 ,946	111 ,222	
	8	205 ,876	56 ,520	1 ,883 ,718	2 ,031 ,829	503 ,165	707 ,804	111 ,527	
	9 P	206 ,255	57 ,106 P	1 ,964 ,128 P	2 ,051 ,957 P	512 ,824 P	714 ,564	112 ,719	
	前 年 同 月 比 增 減 率	2015 . 3	△1.7	△1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	2.4
		2016 . 3	△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	2.8
		2017 . 3	△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4
		2017 . 9	△0.1	5.3	△1.0	4.0	3.4	3.0	3.9
		10	△0.4	5.6	△1.3	3.9	3.3	2.8	3.8
		11	△0.2	5.2	△1.8	3.9	3.4	2.6	3.8
		12	0.0	6.0	△1.3	3.8	3.3	2.6	4.0
		2018 . 1	0.0	5.5	△1.2	3.8	3.3	2.6	4.0
2		0.2	5.1	△1.7	3.8	3.3	2.6	4.0	
3		0.4	6.1	△1.6	4.1	3.3	2.6	4.1	
4		0.3	5.7	3.7	3.9	3.3	2.2	4.0	
5		0.4	6.4	3.5	4.7	0.3	2.2	4.1	
6	0.4	7.7	4.5	5.0	0.3	2.4	4.4		
7	0.5	7.6	4.4	5.0	0.2	2.1	4.1		
8	0.6	7.2	4.5	5.1	0.1	2.1	4.1		
9 P	0.8	7.8 P	8.3 P	5.2 P	0.7 P	1.7	4.0		

(注) 1 表9 (注) に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農 林 金 融 第 71 卷 総 目 次

(2018年 1 ～12月)

I 論 調 II 情 勢 III 談話室
IV 本 棚 V シンポジウムの記録

〈2018年テーマ〉

- 1月号 2018年経済・金融と日本農業の展望
- 2月号 アジアの農業・組合金融
- 3月号 福島復興・再生への取り組み——東日本大震災から7年——
- 4月号 沿岸漁業の制度と漁協
- 5月号 対話する地域金融機関
- 6月号 欧州の農協・農業金融
- 7月号 農産物の生産と流通
- 8月号 農協・漁協の改革への取り組み
- 9月号 林業をめぐる新たな課題
- 10月号 協同組合と地域社会
- 11月号 農協と他組織との連携
- 12月号 農協をめぐる諸課題

〈今月の窓〉

- 1月号 「宴の後」への備え (代表取締役専務 柳田 茂)
- 2月号 中国農政が求める安定 (常任顧問 岡山信夫)
- 3月号 それでも調達活動は続いていた (食農リサーチ部長 北原克彦)
- 4月号 農業金融と農業簿記・会計の再構築 (取締役基礎研究部長 清水徹朗)
- 5月号 地域金融機関経営をめぐる最近の動向 (取締役調査第二部長 新谷弘人)
- 6月号 次のフェーズへ (常務取締役 斉藤由理子)
- 7月号 卸売市場法改正と本質的機能 (取締役食農リサーチ部長 北原克彦)
- 8月号 農業と食と地域の未来のための「農協改革」 (代表取締役専務 柳田 茂)
- 9月号 地方での若い世代の安定した就業 (常任顧問 岡山信夫)
- 10月号 農場と食卓をつなぐ (常務取締役 斉藤由理子)
- 11月号 東京砂漠を救った利根導水路事業 (取締役食農リサーチ部長 北原克彦)
- 12月号 農協におけるICT利用の未来と中国 (基礎研究部長 平澤明彦)

I 論 調

2018年の国内経済金融の展望

——長期化する景気拡大と大規模金融緩和の行方——	南 武志	1	(2)
個人リテール金融の最近の動向と注目点	内田多喜生	1	(13)
農業競争力強化に向けた制度改革と農業政策の課題	植田展大	1	(27)
米政策の推移			
——米政策大綱からの15年を振り返る——	小針美和	1	(45)
タイにおけるクレジットユニオン運動の展開	古江晋也	2	(2)
中国における農地担保金融の最近の動向と課題	王 雷軒 (Wang Leixuan)	2	(15)
JAの自己改革の特徴と課題			
——単位農協における農業振興を中心に——	斉藤由理子	2	(32)
福島原発事故から7年			
——農業再生の現状と課題——	行友 弥	3	(2)
原発災害下の福島県阿武隈地域における避難指示解除と営農再開の一動向			
——相馬郡飯舘村と双葉郡葛尾村の事例から——	福島大学 経済経営学類 准教授 林 薫平	3	(20)
東日本大震災からの農業復興を支える制度			
——震災後7年の取組み——	岡山信夫	3	(34)
わが国の沿岸漁業の制度と漁業の民主化	田口さつき	4	(2)
漁業権の運用における漁協の役割			
——2つの事例から——	亀岡鉦平	4	(21)
地域金融機関による農業ファンドの取組み	高山航希	4	(42)
マイナス金利政策下における地域金融機関の経営戦略			
——生き残りをかけた広域化戦略と深掘り戦略——	古江晋也	5	(2)
観光活性化ファンドを通じた地域金融機関の多様な支援			
——人的支援にみる観光まちづくり参画への意義——	佐藤彩生	5	(15)
欧州の協同組合銀行における農業融資への取組み			
——フランス、オランダ、ドイツのケース——	重頭ユカリ	6	(2)
フランスにおける農協の新たな展開	内田多喜生	6	(17)

ドイツの酪農協系乳業DMKグループにみる農業協同組合の今日的課題	小田志保… 6	(33)
地域特性を生かした肉用鶏経営の事業戦略		
——好調な鶏肉需要と生産構造の特徴を踏まえて——	堀内芳彦… 7	(2)
最近の卸売市場を取り巻く諸情勢	一瀬裕一郎… 7	(15)
ベトナムハノイ市における「安全野菜」の生産と流通		
——制度的課題と民間企業の動き——	山田祐樹久… 7	(32)
地域活性化に取り組む農協		
——「つながり」の再構築を求めて——	行友 弥… 8	(2)
JAグループによる肥料購買事業改革の実践		
——地域での取組みに着目して——	長谷 祐… 8	(19)
浜の活力再生広域プランの取組状況と地域間連携の実質	亀岡鉦平… 8	(34)
非木造建築物の市場規模から木材の潜在市場を探る	安藤範親… 9	(2)
東南アジアにおける熱帯林の減少とパーム油生産の増大	清水徹朗… 9	(18)
ドイツにおけるエネルギー協同組合による地域運営		
——オーデンヴァルト・エネルギー協同組合を事例に——	寺林暁良…10	(2)
共生社会の実現に向けて	古江晋也…10	(15)
モンドラゴンに学ぶ地域社会における協同組合の役割	坂内 久…10	(27)
農協における他組織との効果的な連携と展開		
——農協と大学・鉄道会社との連携事例を通じて——	尾中謙治…11	(2)
群馬県内の市町村による空き家対策と農協系統の取組み	多田忠義…11	(18)
農協における青果物共同選果場の再編に向けた合意形成	尾高恵美…12	(2)
協同組合と経済学の近年の関係性強化		
——経済学の枠組み変化の影響——	小野澤康晴…12	(17)
新たな在留資格「特定技能」の概要		
——農業分野における外国人の受入れに着目して——	石田一喜…12	(33)

Ⅱ 情 勢

TPP11と日EUEPAの動向と今後の見通し

——批准・発効の可能性と日本農業への影響—— 清水徹朗… 2 (50)

漁協自営事業の実態

——2017年度漁協アンケート調査結果から—— 尾中謙治… 4 (54)

わが国農業経営体のベトナムでの農業生産 長谷川晃生… 7 (49)

JA生産部会における組織力効果の発揮による農業収入の増大 尾高恵美… 8 (52)

森林組合の資金の借入動向と市町村との関わり

——第30回森林組合アンケート調査結果から—— 安藤範親… 9 (34)

2016年度における農協の経営動向 尾高恵美…10 (51)

2016年の農業経営の動向 長谷 祐…11 (33)

Ⅲ 談話室

日本の6次産業化論の系譜と課題 …………… (株)農林中金総合研究所 理事長	皆川芳嗣… 1	(42)
「労働者自主福祉金融」事業を通じたCSRの実践 … 中央労働金庫 理事長	松迫卓男… 2	(30)
JA自己改革と福島県農業の振興…………… 福島県農業協同組合中央会 常務理事	川上雅則… 3	(32)
小規模養殖経営と「組合管理漁業権」について …………… 福井県立大学 名誉教授	長谷川健二… 4	(40)
歴史と未来が交錯する中国農業 …… (株)農林中金総合研究所 代表取締役社長	齋藤真一… 5	(28)
食の遺産を伝える仕組み ——テロワールと伝統を守る—— …… 愛知学院大学 経済学部 准教授 国連食糧農業機関 (FAO) 客員研究員	関根佳恵… 6	(48)
これからのマーケット・インの農業 …………… 公益財団法人 流通経済研究所 農業・地域振興研究開発室 室長 主任研究員	折笠俊輔… 7	(30)
農林水産業と地域活性化のイノベーション ——Proximity (近隣) からのクリエイティビティ—— …………… 東洋大学 国際学部 グローバル・イノベーション学科 学科長 教授	今村 肇… 8	(32)
次世代林業への期待 ——スマート林業の実現に向けて—— …………… 鹿児島大学 農学部 教授	寺岡行雄… 9	(32)
災害で気付く現代生活の脆弱性 …………… (株)農林中金総合研究所 理事長	皆川芳嗣… 10	(60)
農作業リスクの実態 …………… 筑波大学 教授	茂野隆一… 11	(16)
大学生の農業・農村観 …………… 法政大学 教授	西澤栄一郎… 12	(50)

IV 本 棚

堀口健治 編

『日本の労働市場開放の現況と課題 ——農業における外国人技能実習生の重み——』

…………… 農研機構 中央農業研究センター 所長 梅本 雅… 2 (62)

志賀和人 編著

『森林管理の公共的制御と制度変化 ——スイス・日本の公有林管理と地域——』

…………… 安藤範親… 9 (42)

V シンポジウムの記録

FIT導入 5 年 今こそ地域からのエネルギー転換を …………… 5 (30)

2017年12月9日（土） 会場：一橋大学

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものになっています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2018年11月20日現在、掲載情報タイトル4,272件）

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a header with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～' and a search bar. Below the header, there are navigation tabs: 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. The main content area features a large banner with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～' and a description of the site's purpose. Below the banner, there are four main sections: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取組み', and '原発関連'. Each section has a representative image. At the bottom, there is a '更新情報' (Update Information) section with a list of recent updates and a 'お知らせ' (Notice) section.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農 林 金 融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2018年12月号第71巻第12号〈通巻874号〉12月1日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社